

岩倉市自治基本条例及び市民参加条例に関する  
検証結果報告書

令和2年8月

岩倉市自治基本条例審議会

## 目 次

1	はじめに	1
2	岩倉市自治基本条例推進状況	2～40
	(1) 岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法	3
	(2) 岩倉市自治基本条例推進状況の概要	3
	(3) 岩倉市自治基本条例推進状況	4～40
3	岩倉市市民参加条例推進状況	41～70
	(1) 岩倉市市民参加条例推進状況の検証の方法	42
	(2) 岩倉市市民参加条例推進状況の概要	42
	(3) 岩倉市市民参加条例推進状況	43～70
4	岩倉市自治基本条例審議会に関する資料	71～73
	(1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例	71
	(2) 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿	73
	(3) 岩倉市自治基本条例審議会開催概要（日程・内容）	73

## 1 はじめに

岩倉市では、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の役割や責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的に、平成 25 年 4 月 1 日に岩倉市自治基本条例を施行しました。この条例は、岩倉市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、自治を推進するに当たっては、この条例を遵守するものとされています。そして、その実効性を確保するために、第 25 条において市長の附属機関として、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置き、この条例を検証するものとしています。また、第 10 条において、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するために多様な参加の機会と、参加しやすい環境の整備に努めるものとしています。この一環として岩倉市が平成 28 年 4 月に施行した岩倉市市民参加条例は、第 25 条において、その推進について審議会で検証するものとしています。

平成 25 年 4 月に審議会が設置されてから 8 年目となる今年度は全 4 回開催しました。

自治基本条例については、昨年度に引き続き、現状と課題を明らかにした上で、各条文の主旨に基づく推進状況の確認と岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いました。

市民参加条例については、各条文の規定の内容に基づいて、それぞれの規定に関わる事業の実施状況や公表状況、支援の実績などについて検証しました。

今後よりいっそう、これらの条例自体について職員及び市民に理解を図っていくと同時に未策定の条例が成就いたしますことを祈っております。

審議会の議論やこの報告が、その一助となり、この条例により市民、議会及び執行機関の協働がより推進され、岩倉市のまちづくりの発展につながることを強く切望します。

### 岩倉市自治基本条例

（実効性の確保）

第 25 条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとともに、協働によりその改善に努めるものとします。

2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5 年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

### 岩倉市市民参加条例

（審議会による検証）

第 25 条 この条例に基づく市民参加及び協働の推進についての検証は、自治基本条例第 25 条第 3 項に基づき設置される審議会により行うものとします。

# 岩倉市自治基本条例推進状況

(平成31年4月～令和2年3月)

## 2 岩倉市自治基本条例推進状況

### (1) 岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法

自治基本条例の検証については、関係する各部署から提出された条例の推進のため資料を用いて、各条文の主旨に基づく推進状況とその見通しを確認し、岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いました。今後においても、この推進状況を照らし合わせながら議論し、審議会として評価していきます。また、条例自体についても適宜検証し、検証結果に基づいて、必要な措置を講ずるものです。

### (2) 岩倉市自治基本条例推進状況の概要

岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

#### 【条例の各規定に基づく事項の推進状況】

整理番号	該当条文	審議する内容	主管課
(1)ーア	第10条	市民参加による提案・意見の市政及びまちづくりへの反映	秘書企画課
(1)ーイ	第11条	市民自治活動の自主性及び自立性の尊重と活動支援	協働安全課
(1)ーウ	第12条	住民投票に関する条例	協働安全課
(1)ーエ	第14条	執行機関の組織・実効性のある職員研修・適正な人事評価	秘書企画課
(1)ーオ	第19条	法体系の整備・条例の制定・改廃の際の趣旨の公表	行政課
(1)ーカ	第21条	財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用・財政に関する計画の公表・財政状況の公表	行政課
(1)ーキ	第22条	行政評価の実施と結果の公表	秘書企画課
(1)ーク	第23条	危機管理及び災害等緊急時のための必要な計画の策定	協働安全課
(1)ーケ	第24条	地域資源の継承	生涯学習課 環境保全課 商工農政課

### (3) 岩倉市自治基本条例推進状況

4ページ以降に掲載します。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ア (主管課：秘書企画課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 10 条第 2 項	議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めるものとします。
-------------	---

2 現状と課題

<b>【現状】</b>		
◇広聴の取組		
	令和元年度	平成 30 年度
市長との小学校区意見交換会	5 回 (参加者 221 人)	—
地域公共交通を語る会	—	5 回 (参加者 107 人)
市民の声・私の提案	296 件	290 件
タウンミーティング	—	2 回 (参加者 49 人)
市政モニター会議	5 回 (委員 13 人)	5 回 (委員 13 人)
いどばた広聴	1 回 (参加者 20 人)	4 回 (参加者 106 人)
まちづくり出前講座	8 回 (参加者 136 人)	9 回 (参加者 170 人)
<p>小学校区の意見交換会は市長、副市長、全部長が出席し、総合計画をテーマとして今後のまちづくりについてご意見をいただき、その場で回答しました。</p> <p>市民の声・私の提案や市政モニター会議等で皆さんからいただいた提案や意見は、対応できるものについては速やかに対応し、すぐに対応することが難しい場合は担当課において代替策等について検討しています。また、市民の声・私の提案についてはホームページや情報サロンにおいて、いただいたご意見とそれに対する市の回答を掲載しています。ご意見の類型としては「苦情・要望 226 件」「提案 21 件」「通報・報告 22 件」「感謝・お褒めの言葉 6 件」などでした。ご提案いただいた意見から改善等につなげたものの例は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉の歴史などに関して作成したオリジナル動画を提供いただき、市内小中学校に紹介した。</li> <li>・ホームページや LINE などに表記する電話番号を市外局番から表示するようにした。(クリックして電話をかけられるように)</li> <li>・庁舎東側掲示板の留め方を工夫して見やすくした。</li> <li>・学級閉鎖時の学校からの連絡メールに放課後児童クラブの扱いについても記載するように変更した。</li> </ul>		
<b>【課題】</b>		
市民の声のような非対面型(投稿型)はご意見の数も多く、子育て世代など幅広い年代から意見をいただいているが、対面での広聴活動の場には比較的高齢の人が多い。		

**【今後の取組の方向性】**

多様な世代、多様な属性からの意見や要望把握に努めつつ、迅速な回答及び対応に努める。

## 3 令和元年度取組状況（条例の推進状況）

時 期	内 容
平成 31 年 4 月	市政モニター会議開催
令和元年 8 月	市政モニター会議開催
令和元年 9 月	出前講座「災害に備えて」開催（NPO 法人ローカルワイドウェブいわくら）
令和元年 10 月	出前講座「ふれ愛タクシーについて」開催（東新町老人クラブ）
令和元年 10 月	出前講座「学校給食センター」開催（岩倉北小学校 P T A）
令和元年 10 月	市政モニター会議施設見学開催（エコルセンター）
令和元年 11 月	市政モニター会議開催
令和元年 11 月	出前講座「ごみに学ぶ」開催（新婦人の会）
令和元年 12 月	出前講座「学校給食センター」開催（岩倉ロータリークラブ）
令和元年 12 月	出前講座「学校給食センター」開催（小規模多機能ホームちあき）
令和元年 12 月	出前講座「学校給食センター」開催（小規模多機能ホームちあき）
令和 2 年 1 月	出前講座「市民意向調査の結果について」開催（NPO 法人ローカルワイドウェブいわくら）
令和 2 年 2 月	市政モニター会議開催
令和 2 年 2 月	市長との小学校区意見交換会（各小学校区）
令和 2 年 2 月	いどばた広聴開催

## 4 令和 2 年度取組内容

時 期	内 容
令和 2 年 7 月	市政モニター会議
令和 2 年 7 月	行政区意見交換会
令和 2 年 10 月	市政モニター会議施設見学
令和 2 年 11 月	市政モニター会議
令和 3 年 2 月	市政モニター会議
随 時	タウンミーティング、出前講座、いどばた広聴

## 5 その他

**【平成 30 年度審議会の意見のまとめ】**

- ・ 広聴の機会を設けるだけでなく、市政に反映されたかどうかを提示するべきである。
- ・ 反映できるかできないかを問わず、市民の声や意見に対して素早く反応し、検討している姿勢を示すことが重要。

**【令和元年度審議会の意見のまとめ】**

- ・平成 30 年度は 4、5 件ということだが、290 件の提案内容を少し分類して提示していくことが、政策提案がなかったということに対する改善案が出てくることにもなると思うので検討してもらいたい。

**【令和 2 年度審議会が出た意見・論点】**

- ・可能であれば、改善、特に、意見・提案に基づいて改善したものについては、積極的に周知することをお願いしたい。

**【令和 2 年度審議会の意見のまとめ】**

- ・一定の改善が見られるが、引き続き、改善したものについては積極的な周知に努めてほしい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(市民参加条例の検証に代える事項)

整理番号 (1) - イ (主管課：協働安全課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 11 条	市民自治活動の自主性及び自立性の尊重と活動支援
--------	-------------------------

上記の規定について、岩倉市市民参加条例第 22 条～24 条において具体的に規定しているため、当該条文を検証することで、自治基本条例第 11 条の検証に代えることとする。

2 岩倉市市民参加条例の規定

第 22 条	地域団体や市民活動団体に対する財政的支援及び情報提供
第 23 条	中間支援組織の設置
第 24 条	協働によるまちづくりを担う人材の発掘及び育成

3 現状と課題と今後の取組の方向性

【現状】

(1) 地域団体の活動の支援

ア 行政区 (自治防災会含む)

	令和元年度	平成 30 年度
区長会	年 3 回 (4 月、8 月、1 月)	年 3 回 (4 月、8 月、1 月)
要望書の数	160 件	151 件
区育成補助金	3,623,400 円 (21,956 世帯/1 世帯あたり 150 円、33 事業/1 事業あたり 10,000 円以内)	3,554,450 円 (21,563 世帯/1 世帯あたり 150 円、32 事業/1 事業あたり 10,000 円以内)
区掲示板設置費補助金	3 件 269,000 円 (総事業費の 1/3 以内)	0 件 (総事業費の 1/3 以内)
区公会堂建設費等補助金	5 件 1,326,000 円 (新設 1/3 以内、修繕 1/2 以内、備品購入 1/3 以内)	4 件 3,399,000 円 (新設 1/3 以内、修繕 1/2 以内、備品購入 1/3 以内)
防犯設備整備費等補助金	0 件 (総事業費の 1/2 以内)	0 件 (総事業費の 1/2 以内)
消防施設整備費補助金	10 件 799,600 円 (総事業費の 2/3 以内)	8 件 699,600 円 (総事業費の 2/3 以内)
防災対策用備品等整備費補助金	14 件 944,000 円 (補助対象品目により事業費の 1/3～3/4 以内)	14 件 708,000 円 (補助対象品目により事業費の 1/3～3/4 以内)

イ 子ども会（連合会 1、単位数 27 団体、1,383 人）

	令和元年度	平成 30 年度
市子ども会連絡協議会助成金	285,000 円	285,000 円
単位子ども会助成金	27 団体 398,350 円	27 団体 404,950 円
市子ども会連絡協議会事業助成	4 事業 711,000 円	4 事業 711,000 円

- ・リーダー養成講習や各種行事、役員研修等の実施

ウ 老人クラブ（連合会 1、単位数 27 団体、2,712 人）

- ・介護予防事業・健康づくり事業として各種イベントの開催
- ・補助金の交付

エ 婦人会（会員数 181 人）

- ・奉仕活動や文化活動、赤十字奉仕団の活動などの実施
- ・助成金の交付

オ 地区社会福祉協議会支会（支会数 7）

- ・行政区役員や民生委員・児童委員が中心
- ・地域の実情に応じて住民自らが主体となる福祉活動を展開

（2）市民活動の支援

ア 支援の後ろ盾

- ・市民協働ルールブック（平成 23 年度）
- ・自治基本条例（平成 25 年度）
- ・市民参加条例（平成 28 年度）

イ 市としての支援

- ・協働のルールブックに基づき執行機関全体で推進  
（事業委託、事業共催、補助・助成、後援、事業協力など）
- ・令和元年度は 82 の協働事業を実施（資料 4-2）協働の取組状況シート参照）

（ア）中間支援組織の設置

「岩倉市市民活動支援センター」（平成 22 年度～）

- ・市民活動の拠点として設置
- ・NPO 法人ローカル・ワイド・ウェブいわくらに運營業務委託
- ・公益的な市民活動や行政区の自治活動への支援
- ・登録団体に対し市民プラザ多目的ホールや会議室の利用料減免、印刷機や各種機材の利用

実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者登録団体数	212	224	238	242	251

利用者数	32,887	34,941	37,385	37,597	32,802
利用件数（延べ利用件数）	2,990	2,985	3,203	3,305	2,979
情報発信件数（岩倉駅地下通路モニター放映番組数）	128	240	350	370	374

（イ）情報支援

- ・ 広報紙特集ページ「協働のまちづくりコーナー」
- ・ 市役所 1 階に市民活動紹介コーナーの設置

（ウ）財政支援

「市民活動助成金」（平成 24 年度～）

地域が抱える諸課題の解決を図り、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する市民活動に対する財政的支援

実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
助成団体数	12	12	14	11	12
助成金額（円）	895,000	475,000	934,000	428,000	648,000

ウ 市民活動支援センターによる支援

（ア）情報支援

- ・ 情報誌「かわらばん」の発行
- ・ 情報メール便の送付
- ・ 岩倉駅地下及び市役所モニターにおける団体紹介動画の放映
- ・ 市民活動助成金や民間助成金の相談会の実施

（イ）交流支援

- 市民活動い〜輪会議（平成 25 年度～）※旧登録団体全体会
  - ・ 市民活動支援センターの機能充実を目的とした会議
  - ・ 登録団体、市民の意見収集、行政や団体間等の情報共有
- 65 歳の集い（平成 24 年度～）、市民プラザまつり（平成 25 年度～）の開催
  - ・ 市民活動に取り組むきっかけ作りとして開催
  - ・ 実行委員会形式にて運営
- まちづくりネットワーク（平成 27 年度～）
  - ・ 市民と市民活動団体とをつなげるための仕組み
  - ・ 活動への継続的な参加や団体への加入の促進
  - ・ 協働によるまちづくりを担う人材の発掘及び育成に寄与
- つつじ交流会（平成 28 年度～）
  - ・ 市民活動助成金対象事業及びまちづくりネットワークの成果報告
  - ・ 活動の公益性や透明性を高め、市民の理解を得るための機会

- ・報告会後に懇親会の開催

### 【課題と今後の取組の方向性】

#### ① 地域団体の活動の支援

- ・ほとんどの区長は単年で交代し、うまく引継ぎが行われていない場合もあり、地域課題への認識、取組が継続されにくいいため、先進事例の研究、情報提供を行っていく。
- ・住民が自ら地域のために自主的に取り組もうとする機運を高める必要があるため、講演会などを実施する。
- ・行政区-行政区、行政区-市民活動団体といった行政区域を越えた広域的なつながりの構築について研究する必要がある。

#### ② 市民活動の支援

- ・市民活動い〜輪会議では、会議ごとにテーマを決め交流会の時間を設けグループワークをし、参加者同士の意見交換をすることができている。一般の参加を確保するため今後も広報紙などで周知していく。
- ・まちづくりネットワークについてインターネット申請ができるようにした。今後も広報紙やホームページで周知に努める。
- ・定年延長などの影響により、担い手不足や高齢化が進んでいるため、まちづくりにおける協働の大切さを幅広く周知し、より多くの人に携わってもらえるよう取り組んでいく。

## 4 その他

### 【平成 30 年度審議会の意見のまとめ】

市民活動団体は活発に活動しており、市民活動支援センターによる支援も一定の成果が見られる。行政区など地域の活動は、行政だけではなく、こども会や老人クラブ、婦人会などの団体を始め、地域の企業や社会福祉協議会などと連携して、様々な角度から検討し、協働で取組むことができるよう考える必要がある。

### 【令和元年度審議会の意見のまとめ】

- ・地域運営組織についてはもう少し具体化していく必要がある。
- ・岩倉はまだ大丈夫だろうが、全体として子どもの数は減っていく状況なので、小学校区ごとの子どもの数を把握しておくことからでも始めておく必要はあるか。小学校自体も今後どうなっていくかわからない。

### 【令和 2 年度審議会が出た意見・論点】

- ・区長制度というものを根本から見直さなければならないと思う。小学校区単位でという話が出ているが、各区で積み立てているお金をどうするのかという課題について考えないと先には進まないと思う。
- ・企業としては、地域と共生しながら事業運営をしていくことは大きな課題だと考えている。また、

行政側から働きかけがあれば考えていくきっかけにはなると思う。

- ・企業側も市民である以上、地域貢献を視野に入れられている。そういう場を積極的に地域の側で作  
り、それを市がサポートするというやり方もある。
- ・市民活動助成金について、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になった企画については、令和  
2年度中に実施すれば良いという整理をした方が良いのではないかと。
- ・退職プログラムの一環、また、地域活動という選択肢を示す退職準備前教育として、市民活動支援  
センターが行う 65 歳の集いのようなものを退職準備プログラムに位置づけるという方法は企業側  
にも参考になる。
- ・現状は、地域の担い手候補の定年退職者と子育てが落ち着いた母親を地域活動と企業の非正規雇用  
が取り合っているという状況で、どちらかと言えば、将来に対する不安から非正規雇用に流れがち  
で、地域の活動に従事する人の絶対数が先細りしていると感じている。だからこそ、地域での活動  
も最低賃金程度は稼げるようにしなければ続かないのではないかと。

#### 【令和2年度審議会の意見のまとめ】

- ・行政区の積み立てたお金をどう使うかについては、どこの地域でも大きな課題。その使い方につい  
ても参考になる事例があれば良い。
- ・自治基本条例策定時は、第 11 条が今後の市民生活に最も大きな影響を持つのではないかと議論に  
なり、その後、市民参加条例に3つの条文で具体的に示された。現在は、それに基づいて様々な活  
動が行われているが、今後は、地域と企業で担い手を取り合う状況の中、小学校への教育活動や地  
域福祉への関わりなど、住民が身近に行っていかなければならない共通問題を検討する場としての  
地域運営組織について考えていく必要がある。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ウ (主管課：協働安全課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 12 条第 2 項	住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めるものとします。
-------------	---

2 現状と課題と今後の取組の方向性

<b>【現状】</b>	<p>平成 26 年から検討を開始した市民参加条例検討委員会が策定した条例案は、「住民投票」と「市民参加と協働」が一本化されており、シンポジウムやパブリックコメントは一本化案で実施した。</p> <p>しかしながら、平成 28 年 3 月議会への議案の提出にあたり、市民参加条例から住民投票に関する事項は切り離し、別の条例とすることとしたが、住民投票条例は提出しなかった。</p> <p>それ以降、議会との調整はしておらず、再度、議案を提出する時期としては、白紙の状態である。</p>
<b>【課題】</b>	<p>市民参加条例検討委員会において検討した条例案について、議会の特別委員会等の意見を踏まえた結果、議論の余地を残す部分があると判断したため上程しなかった。そのため、住民投票条例としてあらためて上程するためには、条例案の再検討及び議会との調整が必要となる。</p>
<b>【今後の取組の方向性】</b>	<p>住民投票条例の必要性は十分認識しているが、現時点で方向性が定まっていない。</p> <p>今後も条例の制定に向けて、議会と調整する時期を見極めながら対応を検討していきたい。</p>

3 令和元年度の取組状況 (条例の推進状況)

時 期	内 容
令和 年 月	取組なし

4 令和 2 年度の取組内容

時 期	内 容
令和 年 月	未定

5 その他

**【平成 30 年度審議会の意見のまとめ】**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票に関しては、市民が考えた条例案を活かす方針であれば、議会との調整を図ることが必要である。条例の制定に向けての取組を続けてほしい。</li> </ul>
---

**【令和元年度審議会の意見のまとめ】**

- ・住民投票条例について、本審議会は以前から制定すべきとの考えを示している。

**【令和2年度審議会が出た意見・論点】**

- ・本審議会では制定すべきという意見でまとまっている。今の議員も選挙から2年くらい経っている。何かしらのアクションを起こす良い時期だと思うので、ぜひアクションを起こしてほしい。

**【令和2年度審議会の意見のまとめ】**

- ・住民投票条例の制定に向けて動きがあることを期待したい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - エ① (主管課：秘書企画課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第14条第1項	執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるものとします。
---------	---

2 現状と課題と今後の取組の方向性

<b>【現状】</b>	<p>これまでに行った組織・機構の見直しによる効果を検証しつつ、多様化する行政課題に対応できる連携した組織体制の強化を図るため、市民部を廃止し、市民部に属していた市民窓口課を健康福祉部に、環境保全課を建設部に、税務課を総務部に配属した。また、協働安全課「危機管理グループ」と「生活安全グループ」を統合し、「防災安全グループ」とした。</p> <p>また、若手職員の育成を図るため、第5次総合計画に向けて設置した若手職員プロジェクトチームには、10名の職員が参加し、総合計画の策定作業に関わりながら、市民まちづくり会議等に参加した。岩倉市制50周年記念事業「ギネスに挑戦」事業の実施に当たり設置した若手プロジェクトチームには、8名の職員が参加し、事業の企画段階から主体的に関わりながら、検討を行った。</p>
<b>【課題】</b>	<p>地方分権の進展や新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応し、効率的な行政サービスを展開していくことができる組織運営と市民に分かりやすい組織づくりを行っているが、今後も引き続き、効果的・効率的な行政運営や市民サービスの向上を図っていく必要がある。</p>
<b>【今後の取組の方向性】</b>	<p>引き続き、組織・機構の見直しによる効果を検証し、よりよい組織・機構となるよう検討を行っていく。</p>

3 令和元年度の取組状況 (条例の推進状況)

時 期	内 容
令和元年 9月～	組織・機構の見直しの検討
令和元年 12月	組織・機構の見直しに伴う関係条例の改正
令和2年 1月～3月	組織・機構の見直しに伴う関係規則の改正
～令和2年3月	第5次岩倉市総合計画策定に係る若手職員プロジェクトチーム会議の開催 (計7回)
～令和2年3月	岩倉市制50周年記念事業「ギネスに挑戦」に係る若手職員プロジェクトチーム会議の開催 (計2回)

#### 4 令和2年度の取組内容

時 期	内 容
令和2年 4月	組織・機構の見直し
令和2年 9月～	組織・機構の見直しの検討

#### 5 その他

##### 【平成30年度審議会の意見のまとめ】

- ・横断的に取り組むことは大事。また、組織・機構の見直しについては、行政運営面だけでなく、市民サービス向上の観点からも市民に分かりやすいものとしてもらいたい。

##### 【令和元年度審議会の意見のまとめ】

- ・市長マニフェスト推進の検証は次の選挙までには必要。
- ・組織・機構については柔軟に見直すこと、また、その効果を検証することに留意してもらいたい。

##### 【令和2年度審議会が出た意見・論点】

- ・市長マニフェストについて、市長選までに効果や結果についての検証は必要。

##### 【令和2年度審議会の意見のまとめ】

- ・引き続き、より良い組織・機構となるよう検討をしてほしい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - エ② (主管課：秘書企画課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 14 条第 3 項	執行機関は、行政サービスが低下しないよう留意するとともに、最少の人員で最大の効果が得られるよう、計画的かつ適正な定員管理に努めなければなりません。
-------------	---

2 現状と課題と今後の取組の方向性

【現状】

職員の総数を管理し、市民ニーズや事務の執行の点などから検討した結果、全体として最も効率的・効果的になるよう適正な配置を行っており、平成 13 年度の 465 人から令和 2 年度は 379 人と、17 年間で 86 人減少した。また、長年培った能力や経験を有する 11 人の再任用職員を採用した。

令和 2 年度から導入される会計年度任用職員制度について、各職種の報酬額や勤務条件等を検討し、関連条例や規則等の整備を行うとともに、約 351 人の会計年度任用職員を任用し、行政サービスが低下しないように取り組んでいる。

【課題】

本格的な人口減少社会への突入や地方分権の進展など、本市を取り巻く環境は今後も急激に変化していくことが予想される中、職員の定員管理については、財政運営において大きな割合を占める人件費に直接影響するとともに、行政サービスの量や質にも大きく影響するため、重要な戦略の一つとなっている。このことから、最少の経費で最大の効果を生み出すため、官と民との役割分担、高度な専門知識を持った人材の確保などを視野に入れ、市民ニーズや業務量に見合った適正な職員の定員管理に努めなければならない。その上で、限られた職員を様々な社会的なニーズに的確に対応できるよう配置し、一層の適正化・効率化に努めなければならない。

職員数の適正化については、平成 30 年度に策定した定員管理計画に基づき、類似団体との比較・検討や組織体制の見直しを行いながら、適正な定員管理を継続的に取り組んでいく必要がある。さらに、高い専門性やノウハウを持つ職員が定年退職を迎え、行政サービスが低下しないよう再任用職員制度の一層の活用と計画的な職員採用を行う必要がある。

【今後の取組の方向性】

引き続き、全体として最も効率的・効果的になるよう適正な配置を行うとともに、組織体制の見直しを行いながら、適正な定員管理に取り組んでいく。

職員の業務を効率化するため、「あいち AI・ロボティクス連携共同研究会」に参加し、AI や RPA 等を積極的に導入し、市民サービスの向上につなげていく。

### 3 令和元年度の取組状況（条例の推進状況）

時 期	内 容
平成 31 年 4 月	令和元年度職員配置要望書を所属長から提出、所属長とヒアリングを実施
令和元年 5 月	令和 2 年度採用計画と併せて、令和 2 年度職員数・配置を決定
令和元年 8 月	再任用職員選考審査会を経て、令和 2 年度再任用職員の配置を決定
令和元年 11 月～12 月	会計年度任用職員制度に伴う説明会の実施
～令和 2 年 1 月	すべての会計年度任用職員の任用について、各所属長とヒアリングを実施
～令和 2 年 1 月	会計年度任用職員制度に伴う関係条例及び関係規則等の整備
令和 2 年 2 月	会計年度任用職員（一般事務員）との面談を実施

### 4 令和 2 年度の取組内容

時 期	内 容
令和 2 年 4 月	令和 2 年度職員配置要望書を所属長から提出、所属長とヒアリングを実施
令和 2 年 5 月	令和 2 年度採用計画と併せて、令和 2 年度職員数・配置を決定
令和 2 年 7 月	議事録作成支援システムの導入
令和 2 年 8 月～	再任用職員選考審査会を経て、令和 2 年度再任用職員の配置を決定
～令和 2 年 11 月	すべての会計年度任用職員の任用について、所属長とヒアリングを実施
令和 2 年 11 月	AI-OCR、AI 総合案内サービスの導入
令和 3 年 2 月	事務補助的な業務を行う会計年度任用職員との面談を実施

### 5 その他

#### 【平成 30 年度審議会の意見のまとめ】

- ・会計年度任用職員制度への移行により、混乱が生じないように準備を進めてもらいたい。

#### 【令和元年度審議会の意見のまとめ】

- ・「最少の人員」という文言については、この文言の見直しを目的に条例改正をすることはないが、条例改正が必要になった際には、文言についても併せて見直しを行う。
- ・RPA については見守っていくしかない分野ではある。また、会計年度任用職員制度にしっかり移行させることも大きな課題。RPA については、住民とダイレクトにコミュニケーションをとれるようになるなど自治体職員の働き方改革みたいなものにつながる RPA であって欲しい。

#### 【令和 2 年度審議会が出た意見・論点】

- ・会計年度任用職員制度について、職員にとっては良くなる制度だと思うが、予算面から見た場合はどう捉えたら良いのか判断が難しい。
- ・AI-OCR や AI 総合案内サービスの導入によって、具体的にどれだけの業務が削減されて、今後必要となる業務にどれだけの職員を投入できるようになるのかということが重要。

【令和2年度審議会の意見のまとめ】

- ・会計年度任用職員制度への移行によって、職員の職務を少し改善することができたと言える。
- ・「最少の人員」という文言については次の条例改正の時には見直しが必要。
- ・RPAについても、積極的に導入するとともに、官と民との役割分担を見直すくらいのところまで検討しなければいけない。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - エ③ (主管課：秘書企画課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 14 条第 4 項	執行機関は、実効性のある職員研修及び適正な人事評価により、職員の能力と意欲を高め、より質の高い職員の育成に努めなければなりません。
-------------	---

2 現状と課題と今後の取組の方向性

<b>【現状】</b>	人材育成基本方針に基づき、令和元年度職員研修計画を作成し、市独自研修 (1,461 人) の実施、及び研修機関が実施する研修 (128 人) に職員を派遣し、延べ 1,589 人の職員が研修を受講した。受講後は受講報告書やアンケート等の提出により、研修効果を測定した。
<b>【課題】</b>	<p>法務能力、政策形成能力、法制執務能力等、自治体職員に必要な能力を向上させるために「職場研修」や「職場外研修」を実施するほか、職員一人ひとりが、自己の能力の開発、向上のために主体的に学習する「自己啓発」の 3 つを有機的に連携させ、より実効性のある研修を継続して実施していく必要がある。また、人材育成を実効性のあるものとするためには、単に研修を充実させるだけではなく、職場における様々な場면을人材育成のために活用していく必要もある。</p> <p>平成 28 年度より人事評価制度を導入し実施している。適正な評価のために、評価者に対する研修を全員隔年で受講とし、被評価者に対する研修も平成 30 年度から実施している。しかしながら、依然として評価のばらつきはあるため、アンケート結果を基に職員のニーズを把握し、今後の研修内容を見直しつつ制度の定着を図る必要がある。</p>
<b>【今後の取組の方向性】</b>	<p>令和 2 年度研修計画に基づき、職員一人ひとりの意識改革やスキルアップに取り組んでいく。</p> <p>また、人事評価制度における能力評価と研修科目をリンクさせ、伸ばしたい能力に応じた研修が選びやすいよう工夫をしていく。</p> <p>人事評価制度について、令和元年度は被評価者研修を外部講師に依頼したところ大変好評であったので、引き続き実施していく。</p>

3 令和元年度の取組状況 (条例の推進状況)

時 期	内 容
令和元年 5 月	市職員研修計画に基づく研修の実施
令和元年 5 月	被評価者研修の実施
令和元年 10 月	評価者研修の実施
令和 2 年 1 月	研修実績等の検証と研修計画 (案) の作成
令和 2 年 2 月	研修委員会の開催

#### 4 令和2年度の取組内容

時 期	内 容
令和2年 5月	市職員研修計画に基づく研修の実施
令和2年 5月	被評価者研修の実施
令和2年10月	評価者研修の実施
令和3年 1月	研修実績等の検証と研修計画（案）の作成
令和3年 2月	研修委員会の開催

#### 5 その他

##### 【平成30年度審議会の意見のまとめ】

- ・評価の方法として、評価者としての訓練を受けている者が評価するという方法に問題はない。また、評価者と被評価者の目線を揃えるための研修を実施していることについても、組織全体の目標共有及び平等な評価という観点から良いことだと言える。

##### 【令和元年度審議会の意見のまとめ】

- ・評価については市民に見える化して欲しいという声はずっとある。

##### 【令和2年度審議会が出た意見・論点】

- ・会計年度任用職員制度への移行により、ボーナスは支給できるようになったが、同一労働同一賃金という理想像にはまだ遠い感じがする。また、会計年度任用職員についても人事評価をするのであれば、自発的に研修を受けるなどやる気のある人に対してはそれなりの評価をすべき。
- ・条例の規定に「職員の能力と意欲を高め」とあるが、意欲が高まるような研修になっているのか。意欲があるかどうかで、市民の満足度は大きく変わってくると思う
- ・意欲については満足度のようなものを考えてみても良いのではないか。
- ・条例の規定にある「質の高い職員の育成」について、今回の新型コロナウイルス感染症のような場面では評価に該当しない道徳的な部分が大事ではないかと思う。質の高い職員の育成に努めるのであれば、岩倉市の職員が体験として学べる機会があれば良い。

##### 【令和2年度審議会の意見のまとめ】

- ・目標設定が大事。
- ・人が人を評価するということの難しさがある。評価については不断の見直しが必要。
- ・評価者、被評価者ともに勉強し、良い評価者、被評価者になっていただきたい。
- ・「質の高い職員」については目標達成に対する評価だけではない。
- ・なかなか難しい課題ではあるが、質の高い職員像を明確にした方が良い。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - オ (主管課：行政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 19 条第 1 項	議会及び執行機関は、この条例を最高規範とした、その他の条例、規則及び規程（以下「条例等」といいます。）による法体系を構築しなければなりません。
-------------	---

2 現状と課題と今後の取組の方向性

<b>【現状】</b>	<p>自治基本条例の理念に基づいた法体系を構築するための取組の一つとして、平成 29 年度には、例規集の目次の見直しを実施した。</p> <p>今後も、地方分権が進む中、自治体の政策立案における法務の可能性が拡大するとともに、自治体の自己決定・自己責任により多様な行政課題を解決する必要がある。</p>
<b>【課題】</b>	<p>自治基本条例の理念に基づいた法体系を構築することが大きな目標であり、市の基本的な方針を定める条例の制定や改正の際にどのような取組ができるか検討する必要がある。</p> <p>条例、規則、規程、要綱等を政策の実現にあたっての手段とするために、それぞれを体系的に整備する統一的な考え方を整理する必要がある。</p> <p>要綱は担当課で管理しており、決裁行為によって制定・改正・廃止が行われ、積極的に公開できていないことから、公開に向けて検討が必要である。</p>
<b>【今後の取組の方向性】</b>	<p>法体系の整理について他自治体を調査し、課内で検討を重ねることによって、よりよいあり方を模索していく。併せて既存の条例、規則、規程、要綱等の位置付けについても検討を行い、分類を行うことができるようにしていく。</p> <p>要綱については、現在各課で管理しているが、例規集等で一括して管理することにより体系化するとともに、ホームページに掲載し、公表に向けて検討する。</p>

3 令和元年度の取組状況（条例の推進状況）

時 期	内 容
随時	近隣自治体における要綱の公開状況を調査
随時	条例等を制定、改正する際に、担当課において自治基本条例や市民参加条例の一部の規定を確認する例規審査事前チェックリストを運用（平成 30 年 7 月から運用）

#### 4 令和2年度の取組内容

時 期	内 容
令和2年 6月～	要綱の公開に係る課題の調査、研究と近隣自治体における要綱の公開状況の調査

#### 5 その他

##### 【平成30年度審議会の意見のまとめ】

- ・ 例規集の見直し同様、要綱についても整理・体系化し、市民への公開に向けた検討を進めてもらいたい。

##### 【令和元年度審議会の意見のまとめ】

- ・ 要綱の公開については、何らかの形で検討を続けてもらいたい。また、自治基本条例に反することがないように、条例が自治基本条例に則しているか確認するためのチェックリストもあった方が良い。

##### 【令和2年度審議会が出た意見・論点】

- ・ 要綱の公開について、条例、規則と同レベルで公開している自治体があるのであれば、岩倉市も公開しておいた方が良い。

##### 【令和2年度審議会の意見のまとめ】

- ・ 例規審査事前チェックリストについては、自治基本条例と市民参加条例に関する欄が設けられているが、もう少し細かくチェックすることを検討していただきたい。
- ・ 要綱の公開については、市民のためには必要。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - カ① (主管課：行政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 21 条第 1 項	市長は、総合計画に基づき財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革に努め、健全な財政運営を行わなければなりません。
-------------	--

2 現状と課題と今後の取組の方向性

【現状】

総合計画の実効性を確保するため、基本計画で定めた施策の事業方針を示す実施計画で、3年間の計画期間中の実施年度、事業量、財源を明らかにしている。

財源の確保や配分、行財政改革については、行政評価、実施計画等において、実施内容、方法、経費等、多角的な精査に努めている。その結果及び決算を重視した予算編成をしている。執行についても、さらに経費節減策はないかを、市全体で意識し、健全な財政運営を行っている。その一つの成果として、健全な財政運営の指標となる健全化判断比率の実質公債費比率、将来負担比率は、近年、改善してきたが、今後は、基金の取り崩し、起債を伴う事業、一部事務組合の地方債の償還に係る負担増により比率の上昇が予想される。

【課題】

財政の健全性の判断基準には、都市整備状況、行政サービスの状況等、様々な要素がある。必ずしも「財政指標の良化＝健全な財政運営」ではなく、指標が悪化しても、必要時には投資をする。そのために借金をし、将来世代にも負担を分かつことも有効な場合もあると考える。今後については、歳入では、市内に大規模な企業が少なくことや生産年齢人口の減少などにより大きく増収となることは考えにくい。一方、歳出では、消費税増税に伴う物件費等の増加、高齢化の進展等による社会保障事業費の増加に加えて、大型事業では、川井野寄地区における企業誘致関連事業や名鉄石仏駅等整備事業等の多額の事業費を要する事業の実施や、桜通線街路改良事業や石仏公園整備事業における用地買収等を引き続き実施していく。さらには、平成30年度に策定した公共施設再配置計画や公共施設長寿命化計画への対応として、公共施設の再配置や長寿命化に係る経費も要するため、経費の大幅な増加が見込まれる。また、平成15年度をピークに減少させてきた地方債現在高が、平成27年度、28年度は増加に転じ、起債の償還額が増える中、財政運営は厳しい状況にある。

【今後の取組の方向性】

限られた財源、資源を有効に活用し、事業の選択と集中による見直しを行い、健全な財政を堅持しながら将来世代へつなぐための事業にも取り組んでいく。引き続き、実施計画は、3年間のローリング方式により毎年見直しを行うとともに予算編成の指針とする。市債の発行にあたっては、将来世代への過度の負担とならないように、その必要性を判断するとともに、普通交付税の基準財政需要額に算入されるかどうかなどを考慮した上で、財政健全化指標にも注視しつつ本市にとってメ

リットがあるものを最優先に活用していく。

### 3 令和元年度の取組状況（条例の推進状況）

時 期	内 容
令和元年 9 月	実施計画（財政計画）の確定
令和元年 10 月～ 令和 2 年 2 月	令和 2 年度予算編成方針→予算査定→予算案の確定
令和 2 年 3 月	令和 2 年度予算を 3 月議会（定例会）に提出

### 4 令和 2 年度の取組内容

時 期	内 容
令和 2 年 8 月 ～令和 3 年 2 月	令和 3 年度予算編成方針→予算査定→予算案の確定
令和 3 年 3 月	令和 3 年度予算を 3 月議会（定例会）に提出
令和 3 年 3 月	実施計画（財政計画）の確定

### 5 その他

#### 【平成 30 年度審議会の意見のまとめ】

- ・限られた財源、毎年変わる状況の中での計画的かつ的確な財政運営には、毎年、実施計画を作り、事業を実施していくことが大事。

#### 【令和元年度審議会の意見のまとめ】

- ・指標から判断する限り、健全な財政運営が行われている。
- ・65 歳以上でも働く人が増えているため納税者の数は増えているが、その分、地域で活動する人は減っていて、地域活動が無償では続かないという懸念がある。

#### 【令和 2 年度審議会が出た意見・論点】

- ・税金という観点では、岩倉市は個人に頼る部分が多い、また、大きな工場がないため、今後の税金の見通しについては少し心配がある。
- ・財政に対して、市民からの反応がないことが不安な点か。
- ・全国平均で見ると高いが、愛知県平均で見るとかなり低く見えてしまう。
- ・経常収支比率が高い。このあたりをどうするかは課題。

#### 【令和 2 年度審議会の意見のまとめ】

- ・限られた財源について、上手く運用することを考えることが必要。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - カ② (主管課：行政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 21 条第 2 項	市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、分かりやすく説明しなければなりません。
-------------	--

2 現状と課題と今後の取組の方向性

<b>【現状】</b>	<p>岩倉市財政状況の公表に関する条例の規定により財政状況や実施計画期間の財政計画（普通会計収支）を公表している。</p> <p>財政状況の公表は、広報紙、ホームページに予算の概要、決算状況（決算附属資料の主要施策の成果報告書）、財政健全化判断比率等を掲載しています。この公表では、図、表、用語解説等を付記し、他自治体の公表の内容、レイアウト等を参考にしながら、よりわかりやすいものとなるように、工夫をしている。また、統一的な基準による新地方公会計の導入により資産・負債のストック情報や現金主義の会計では見えにくいコストが一覧的に把握できるようになり、解説集を含めた財務書類に加え、概要版や固定資産台帳を3月にホームページで公表している。</p> <p>予算書に係る附属資料については、概要版や個別の新規主要事業の説明書を作成し、ホームページで公表している。</p>
<b>【課題】</b>	<p>広報紙、ホームページを中心に財政状況を公表し、予算書、決算書等は、図書館や市役所1階の情報サロンに設置しているが、市民からの財政全体に関する意見等が多くなく、市民に伝えきれていないとも考える。</p> <p>そのことを意識して公表のさらなる工夫と、広報紙等の他、機会を捉えて財政状況等を説明する機会を設けることも必要であると考えている。</p>
<b>【今後の取組の方向性】</b>	<p>財政状況等の公表について、引き続き、よりわかりやすくを念頭に置き、工夫する。また、近隣自治体や類似自治体との比較も織り交ぜながら市民に公表していくことも検討していく。</p>

3 令和元年度の取組状況（条例の推進状況）

時 期	内 容
令和元年 5月～6月	令和元年度当初予算・岩倉市の財政状況（平成30年度末執行状況、基金・市債残高状況等）の公表
令和元年 10月	実施計画期間の財政計画の公表
令和元年 11月～12月	財政状況の公表（令和元年度上半期執行状況、平成30年度決算、健全化）
令和2年 2月	令和2年度予算概要の公表（新聞記者発表）

令和2年 3月	令和2年度予算の3月議会（定例会）提出
令和2年 3月	財務書類4表の公表

#### 4 令和2年度の取組内容

時 期	内 容
令和2年 5月～6月	令和2年度当初予算・岩倉市の財政状況（令和元年度末執行状況、基金・市債残高状況等）の公表
令和2年 11月～12月	財政状況の公表（令和2年度上半期執行状況、令和元年度決算、健全化）
令和3年 2月	令和3年度予算概要の公表（新聞記者発表）
令和3年 3月	令和3年度予算の3月議会（定例会）提出
令和3年 3月	実施計画期間の財政計画の公表
令和3年 3月	財務書類4表の公表

#### 5 その他

##### 【平成30年度審議会の意見のまとめ】

- ・市民に向けてわかりやすく公表がなされていることは大事。今後は、新しい地方公会計により、他自治体との比較が容易になったため、一宮市、江南市など身近な自治体との比較も織り交ぜながら市民に公表していくことも検討すると良い。

##### 【令和元年度審議会の意見のまとめ】

- ・公表は必要であるが、もう少しわかりやすくしてもらいたい。

##### 【令和2年度審議会が出た意見・論点】

- ・市民がどういう財政情報を知りたいか調査したことはあるか。
- ・財政を良くしようと思うのであれば、企業誘致を考えなければならない。スマートインターチェンジについても検討してもらいたい。企業誘致も進み、岩倉市の発展にもつながる。
- ・市民は岩倉市は貧しいというイメージを持っている。財政力について、愛知県内では低い、全国的に見ると高いと資料に記載してくれると良い。貧しいというイメージだけで市民が色々なことを諦めることはもったいない。
- ・住み良いまちということをアピールした方が良い。
- ・行政サービスとして、例えば、子育て関係など、予算がかかっているがきめ細かいサービスがある。財政の資料で魅力的な行政サービス、事業を具体的にアピールしても良いのではないか。

##### 【令和2年度審議会の意見のまとめ】

- ・財政的な資料としては可能な限りわかりやすく工夫されている。それでも市民にはわかりにくい。市民に知ってもらうことが重要なので工夫を続けていくことが重要。
- ・岩倉市は個人からの税収に頼る部分が多いので危ない。高齢化が進むと税収が減り、扶助費が増える。今まで納税者だった人が受益者になってしまうので、新たな税収としての企業誘致等、

また、支出の部分での官民の役割分担が必要。

- ・財政力について、愛知県内では低いが、全国的には低くないということを記載しても良い。
- ・次の世代を呼び込むためにも住み良いまちということをアピールすることは非常に大事。
- ・財政に絡んで岩倉市の魅力をアピールすることは良い。例えば、子育て支援などに特化して、他市町と比較するなどしてみても良い。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - キ (主管課：秘書企画課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 22 条第 1 項	執行機関は、実施した施策及び事業について、その効果、効率、目標達成度等を評価し、行政資源の効果的かつ効率的な配分に役立てるため、行政評価を実施しなければなりません。
第 22 条第 2 項	執行機関は、前項の行政評価の結果を公表しなければなりません。

2 現状と課題と今後の取組の方向性

<b>【現状】</b>	<p>行政評価については、平成 24 年度から、平成 23 年度を初年度とする第 4 次総合計画の進行管理という形で実施し、単位施策、個別施策という施策単位で評価することにより、より広い観点から事業を横断的に議論し、事務事業の改善、改革を図っていると同時に、評価結果を予算や実施計画へ反映させる仕組みを持っている。</p> <p>評価結果については平成 24 年度実施施策から市ホームページで公表している。</p> <p>令和元年度は、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 か年についての実績評価を実施した。</p> <p>また、平成 30 年度に引き続き、識見者を構成員とする行政評価有識者会議を 2 回開催し、一部の施策について試行的に外部評価を実施するとともに、岩倉市に適した行政評価のあり方、外部評価の導入について検討した。</p>
<b>【課題】</b>	<p>第 4 次総合計画が始まった平成 23 年度以降、行政評価と行政経営プランがそれぞれ動き出し、その事務量及び内容が明らかになってきた。さらには、この 2 つのほか、各課における計画の進行管理等の事業も加わっており、結果としてそれらの間で重複している項目・内容も散見され、担当課にとっては、相当の負担となっていることが課題である。</p> <p>また、現評価シートは評価区分が 3 段階 (◎○△) のため、評価の 8 割近くが○評価となり、市民にわかりにくいとの指摘もある。</p> <p>より高い実効性の確保、岩倉市に適した新たな行政評価システムの確立に向け、外部評価の試行を続けながら、令和 3 年度から始まる第 5 次総合計画に向けて、岩倉市に適した評価のあり方について検討していく必要がある。</p>
<b>【今後の取組の方向性】</b>	<p>引き続き、行政評価システムを的確に運用し、PDCA サイクルによる効率的で実効性のある行政経営を推進する。</p> <p>また、令和元年度に引き続き、有識者会議を実施し、施策の一部について外部評価の試行を行うとともに、令和 3 年度から始まる第 5 次総合計画に合わせ新たな評価制度への移行に向けて、外部評価を前提とした行政評価のあり方について検討していく。</p>

### 3 令和元年度の取組状況（条例の推進状況）

時 期	内 容
平成 31 年 4 月	各課ヒアリング（平成 28 年度～平成 30 年度分）
平成 31 年 4 月	ヒアリング後の修正作業
令和元年 5 月	第 5 次総合計画策定委員会策定部会にて実績評価シートの内容確認、修正
令和元年 6 月～8 月	評価結果資料作成
令和元年 10 月	ホームページにて公表（平成 28 年度～平成 30 年度分）
令和元年 10 月	第 3 回及び第 4 回有識者会議
令和 2 年 2 月	各課に評価シート作成を依頼（令和元年度分）

### 4 令和 2 年度の取組内容

時 期	内 容
令和 2 年 4 月	各課ヒアリング（令和元年度分） ※新型コロナウイルス感染症の影響により中断
令和 2 年 4 月～6 月	評価シート修正作業
令和 2 年 6 月～8 月	評価結果資料作成
令和 2 年 10 月	ホームページにて公表（令和元年度分）
令和 2 年 10 月	第 5 回及び第 6 回有識者会議
令和 2 年 11 月	第 7 回有識者会議
令和 3 年 2 月	各課に評価シート作成を依頼（令和 2 年度分）

### 5 その他

#### 【平成 30 年度審議会の意見のまとめ】

- ・外部評価の方法については種々検討の余地があると思うが、外部の評価がなされるということは大事。まずは、試行的にでも実施して岩倉に合った評価方法を見出してもらいたい。

#### 【令和元年度審議会の意見のまとめ】

- ・第 4 次で得られた経験を生かして、第 5 次では、よりわかり易い指標を設定してもらいたい。指標は、行政と市民が一緒になって達成できる指標が望ましい。例えば、救急救命講習などは目標値を参加者数ではなく、市民の 10%などと設定しておけば、市民の協力も必要となる。
- ・行政評価について、現段階は、次期総合計画を動かしていくための準備期間であるとならざるを得ない。外部評価については、次期総合計画の進行管理という観点からも取り入れてもらいたい。

#### 【令和 2 年度審議会が出た意見・論点】

- ・評価のための評価になることは避けてほしい。

#### 【令和 2 年度審議会の意見のまとめ】

- ・評価制度については、新たに導入される外部評価を含めて期待したい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ク (主管課：協働安全課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 23 条第 1 項	市民は、災害等の緊急時において、自分自身を守る努力をするとともに、互いに助け合うことができるよう、災害等に対する意識を高め、自主的な防災に努めるものとしします。
第 23 条第 2 項	市は、災害等の緊急時には、関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を行うものとしします。
第 23 条第 3 項	執行機関は、市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するため、必要な計画を策定するとともに、継続的に団体間の連携、人材の養成等に努め、危機管理体制を確立するものとしします。

2 現状と課題と今後の取組の方向性

【現状】

各自主防災会は巨大地震等大規模災害への対応として講習会や防災訓練等を通じ、防災において、自助・共助の必要性・重要性を共有認識し、危機管理に対応しているところである。さらに、各行政区の防災訓練に加え小学校区単位の地域合同防災訓練を実施し、内容についても、外国人の訓練参加や防災学習コーナーの設置、避難所運営の疑似体験など、自主防災会が自ら考え、地域で必要とする訓練を実施している。また、自主防災会の防災対策用備品の購入に対しても補助を行い、ソフト面の強化だけでなく、ハード面の強化にも取り組んでいる。

さらに、各対策班が実施する非常時優先業務の見直しを行い、それに基づき業務継続計画対応訓練を実施した。訓練では、地震発生後に想定される被害等の状況を各課に付与し、それに対応しながら災害時優先業務を進める実践的な訓練形式を行い、危機管理体制の確立に努めている。

【課題】

各自主防災会において、自助・共助の必要性・重要性を共有認識し、地域の特性に応じた取組を考えることが重要で、そこから高齢者や外国人への災害対応に繋がると考えている。

【今後の取組の方向性】

引き続き、自主防災会等と連携し、市民の自助及び共助に関する意識啓発を行い、それに対する支援の充実を図る。

また、同報系行政無線、ほっと情報メール等を活用し、情報伝達に努めるが、市民側からも情報取得の努力をしてもらうよう啓発するとともに、高齢者や外国人への情報伝達方法について研究を行う。

### 3 令和元年度の取組状況（条例の推進状況）

時 期	内 容
平成 31 年 4 月	簡易間仕切りシステムの供給等に関する協定を大和リース株式会社と締結
令和元年 5 月	岩倉市自主防災会連絡協議会総会 曾野小学校区自主防災会地域合同防災訓練及び水防防災訓練(参加人数 218 名)
令和元年 6 月	防災リーダー研修 岩倉市地震防災講習会 岩倉南小学校区自主防災会地域合同防災訓練(雨天中止)
令和元年 8 月	岩倉市防災訓練（五条川小学校 参加人数 744 名）
令和元年 9 月	岩倉北小学校区自主防災会地域合同防災訓練(参加人数 351 名)
令和元年 11 月	岩倉東小学校区自主防災会地域合同防災訓練(参加人数 285 名) ふれ愛まつり防災ブース出展
令和 2 年 2 月	BCP 対応訓練 岩倉市災害ボランティア講座 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 4 令和 2 年度の取組内容

時 期	内 容
令和 2 年 5 月	岩倉市自主防災会連絡協議会総会を書面にて開催 岩倉南小学校区自主防災会地域合同防災訓練 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止 防災リーダー研修(新型コロナウイルス感染症の影響により開催延期)
令和 2 年 6 月	岩倉市地震防災講習会
令和 2 年 9 月	岩倉市防災訓練（曾野小学校） BCP 対応訓練
令和 2 年 11 月	五条川小学校区自主防災会地域合同防災訓練 岩倉東小学校区自主防災会地域合同防災訓練 ふれ愛まつり防災ブース出展
令和 2 年 12 月	岩倉北小学校区自主防災会地域合同防災訓練
令和 3 年 2 月	岩倉市災害ボランティア講座

### 5 その他

#### 【平成 30 年度審議会の意見のまとめ】

- ・防災訓練については、繰り返し訓練することが大事。また、市民が自主的に取り組むことが大事であり、いかに訓練に参加してもらうかを検討するためにも、資料には、訓練への参加者数等の情報も記載すること。
- ・岩倉市で懸念されるのは地震、台風、集中豪雨だと思われるが、豪雨で防災無線が聞こえない状況を想定した訓練や外国籍の多い地域や高齢者が多い地域での情報伝達の方法等、地域特性に応

じた訓練が課題。参加人数をどうするかよりも災害の種類、災害弱者になりそうな人を想定して訓練していくことを、それぞれの地域の特性に応じて、自主的に企画することが望ましい。

**【令和元年度審議会の意見のまとめ】**

- ・地域の特性に応じてということはすごく重要。
- ・平成 30 年度審議会の意見のまとめに加えて、増えていくと予想される外国人への情報伝達や訓練参加について配慮が必要。

**【令和 2 年度審議会で出た意見・論点】**

- ・新型コロナウイルス感染症等を前提とした避難所設営・運営とともに、感染症対策としての BCP も考える必要がある。

**【令和 2 年度審議会の意見のまとめ】**

- ・市役所は感染者が出たからと言って閉めることはできないので、感染症対策としての BCP については検討していただきたい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ケ① (主管課：生涯学習課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 24 条第 1 項	市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。
-------------	---------------------------------

2 現状と課題と今後の取組の方向性

<b>【現状】</b>	市指定文化財である三台の山車の保存と山車巡行の継承を、岩倉市山車保存会との協働により取り組んでいる。地域の伝統に基づく夏の山車巡行のほか、岩倉桜まつりにあわせて山車の巡行・展示を行うことでより多くの市民が岩倉の山車文化に触れる機会を提供している。山車の修繕に補助金を交付することで山車文化の保護に努めている。
<b>【課題】</b>	岩倉市山車保存会会員の高齢化や会員数の減少が進んでおり、今後も山車巡行を始めとした伝統文化を継承していく上で岩倉市山車保存会の活性化が不可欠である。山車本体についても、巡行にともなう傷みや経年劣化により大規模な修繕が必要となる時期が来ており、計画的な修繕の実施についてそれぞれの山車を管理する山車保存会との連携が重要となる。
<b>【今後の取組の方向性】</b>	引き続き、岩倉市山車保存会との協働により山車文化の維持、継承に努める。また、山車保存会において市制 50 周年にあわせて山車を PR するイベントの開催の機運が高まっており、行政として支援のあり方について検討していく。

3 令和元年度の取組状況 (条例の推進状況)

時 期	内 容
令和元年 7 月	大上市場区山車で使用する提灯 LED 化への補助金交付
令和元年 8 月	地元の祭礼である祇園祭 (中本町・下本町)、天王祭 (大上市場) の開催支援
令和 2 年 3 月	中本町山車の山車庫塗装修繕への補助金交付
令和 2 年 3 月	大上市場区山車で使用するからみ縄更新への補助金交付
令和 2 年 3 月	岩倉桜まつりに合わせて、山車の巡行及び展示を行う予定であったが新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

4 令和 2 年度の取組内容

時 期	内 容
令和 2 年 8 月	地元の祭礼である祇園祭 (中本町・下本町)、天王祭 (大上市場) の山車巡

	行の開催支援
令和3年 3月	岩倉桜まつりに合わせて、山車の巡行及び展示

5 その他

【平成30年度審議会の意見のまとめ】

- ・色々動きはあり、着実に進展している。中本町の成功体験が他の保存会にも広がるような仕組みは必要。また、小学校との連携も進めていかなければならない。

【令和元年度審議会の意見のまとめ】

- ・岩倉市の場合には心配なさそうだが、高校まで地域で活動してくれていた人たちが大学進学とともに外に出て、戻ってこないというところもある。やはり、広く、特に、子どもに対する働きかけが重要。

【令和2年度審議会での意見・論点】

- ・地元の祭礼については地元が主導していくしかない。ただし、市が主体となる桜まつりについては、3町揃った形でお願いしますという支援になるのは仕方がない部分もある。
- ・桜まつりについては、山車を協賛行事ではなく主催の一員とすることも検討してほしい。
- ・山車保存会について、3町の保存会が課題等について議論する場であってほしい。
- ・市民が山車を知らない、見たことがないでは山車を守ろうという機運は高まらない。
- ・3町以外の人々が山車に触れる機会が増えると良い。
- ・地元の祭礼など3町以外の市民にもっと目にしていただけると良い。

【令和2年度審議会の意見のまとめ】

- ・山車のあるべき姿と課題について3町の保存会が議論する、皆が意見を出し合う場は必要。議論する場があれば、オール岩倉で山車を支えるためにはどうすれば良いかという議論もできる。そうなることを期待したい。
- ・3町のまとまりを作り、具体的な提案をしてもらえると市としても支援しやすい。まずは、民の立場で保存会をまとめる、もしくは、再構築することが課題。
- ・伝統があるほど変えてはいけないものがあるが、それが納得のできる変えてはいけないものかどうかは議論が必要。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ケ② (主管課：環境保全課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 24 条第 1 項	市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。
第 24 条第 2 項	市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。

2 現状と課題と今後の取組の方向性

**【現状】**

市内の代表的な自然としては、五条川と自然生態園が挙げられる。五条川については、ブロックなどの人工護岸が大半であるが、巾下川合流点より下流は堤防法面に草木が繁茂し、比較的自然の趣がある。また、市民団体との連携により、水辺まつりなどの親水イベントが開催されている。

自然生態園については、隣接する津島神社の森と一体のものとして、失われつつある自然環境を保全・復元し、市民が身近な自然にふれあう場として整備したものであり、開園から 24 年が経過している。開園以来毎年、生物調査を行っており、その結果からは生態系に変化がみられている。また、夏場を中心にザリガニ釣りなどのイベントも行っている。

**【課題】**

五条川における魚類などの動植物の生息調査によると、種の単一化や外来種の増加が徐々に進んでおり、生物の多様性が喪失傾向にある。生物多様性を確保するため、外来種の増加を抑制するとともに、生物が棲みやすい護岸や河床などの形態に配慮し、多様な生物が生息できる五条川の水辺環境を保全・創出する必要がある。

自然生態園においては、生物多様性の保全や環境保全をテーマにした魅力のあるイベントを検討し、実施する必要がある。

**【今後の取組の方向性】**

五条川においては、第 3 次五条川自然再生整備等基本計画に基づき、自然と共生した河川整備などを行う。

自然生態園においては、生物調査を継続し、ザリガニ釣りなどのイベントを行っていく。

「いわから生き物ガイドブック」を参考に固有種、外来種等を見分け、市民や市民団体とともに生態系を保全する。

### 3 令和元年度の取組状況（条例の推進状況）

時 期	内 容
平成 31 年 3 月 ～ 4 月	五条川：「岩倉桜まつり」開催
令和元年 5 月	五条川：岩倉ナチュラルリストクラブと小学生による、水生生物調査の実施
令和元年 5 月	五条川堤防沿いの竹林公園：岩倉の水辺を守る会の主催による「親子で竹林公園体験教室」の開催
令和元年 7 月	五条川自然再生整備等推進会議の開催
令和元年 7 月	自然生態園：イベント「ザリガニ釣り大会」や「夜の観察会」の実施
令和元年 7 月	五条川：岩倉の水辺を守る会と協働して、外来生物調査としてカメの生息調査の実施
令和元年 7 月	八剣憩いの広場付近の五条川：岩倉の水辺を守る会の主催による「水辺まつり」の開催
令和元年 8 月	自然生態園：イベント「標本作り体験教室」の実施
令和元年 9 月	自然生態園：イベント「カエルとふれあおう」の実施
令和元年 9 月	曾野小学校付近の五条川：岩倉の水辺を守る会の主催による「五条川親子魚釣り教室」の開催
令和元年 10 月	自然生態園：イベント「とんぼ池で遊ぼう」の実施
令和元年 10 月	五条川下流部清掃と北名古屋市の「河川等清掃活動」の合同実施
令和元年 10 月 ～11 月	自然生態園：とんぼ池の底干しの実施
令和元年 11 月	五条川：岩倉の水辺を守る会と協働して、外来生物調査としてカメの生息調査の実施
令和元年 12 月	五条川：環境フェア実行委員会で萩と槿の剪定の実施
令和元年 12 月	自然生態園：イベント「どんぐり工作体験」の実施
令和 2 年 3 月	五条川：岩倉の水辺を守る会と協働で「クリーンアップ五条川」の実施

### 4 令和 2 年度の取組内容

時 期	内 容
令和 2 年 5 月・延期 (中止の可能性もあり)	五条川：岩倉ナチュラルリストクラブと小学生による、水生生物調査の実施
令和 2 年 5 月・中止	五条川堤防沿いの竹林公園：岩倉の水辺を守る会の主催による「親子で竹林公園体験教室」の開催
令和 2 年 7 月	五条川自然再生整備等推進会議の開催
令和 2 年 7 月・中止	自然生態園：イベント「夜の観察会」の実施
令和 2 年 7 月	五条川：岩倉の水辺を守る会と協働して、外来生物調査としてカメの生息調査の実施

令和2年夏・中止	八剱憩いの広場付近の五条川：岩倉の水辺を守る会の主催による「水辺まつり」の開催
令和2年 8月・中止	自然生態園：イベント「いちにち昆虫館」「ビオトープ見学会」「ザリガニ釣り大会」の実施
令和2年 9月	自然生態園：イベント「カエルとふれあおう」の実施
令和2年 9月	曾野小学校付近の五条川：岩倉の水辺を守る会の主催による「五条川親子魚釣り教室」の開催
令和2年10月	自然生態園：イベント「とんぼ池で遊ぼう」の実施
令和2年10月	五条川下流部清掃と北名古屋市の「河川等清掃活動」の合同実施
令和2年10月 ～11月	自然生態園：とんぼ池の底干し実施
令和2年11月	五条川：岩倉の水辺を守る会と協働して、外来生物調査としてカメの生息調査の実施
令和2年12月	五条川：環境フェア実行委員会で萩と槿の剪定の実施
令和2年12月	自然生態園：イベント「どんぐり工作体験」の実施
令和3年 3月	五条川：岩倉の水辺を守る会と協働で「クリーンアップ五条川」の実施

## 5 その他

### 【平成30年度審議会の意見のまとめ】

- ・いわくら生きものガイドブックの成果は高く評価したい。活用状況の確認や市ホームページでの公開は重要であると思う。また、欲しいという要望に対しては、有償にするかも含めて、一般への頒布について検討すればよいと思う。

### 【令和元年度審議会の意見のまとめ】

- ・トンボの種類が減っていることについて、指標として設定しているからには理由を明確にしておくことは必要。

### 【令和2年度審議会が出た意見・論点】

- ・自然生態園についての議論は必要。

### 【令和2年度審議会の意見のまとめ】

- ・引き続き、自然生態園を活用した取組を進めてもらいたい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ケ③ (主管課：商工農政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 24 条第 1 項	市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。
第 24 条第 2 項	市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。

2 現状と課題と今後の取組の方向性

【現状】

市のシンボリックな存在として位置付けられている五条川の桜は、寿命といわれる樹齢 60 年を経過しているものが多い。現在、岩倉五条川桜並木保存会と協働しながら、不要枝や枯れ枝等の剪定、また、市が購入した肥料の打ち込みを行うなど、現在ある桜の延命策を施している。

桜の植栽については、河川管理者である愛知県と協議を重ね、既に河川占用許可を受けている桜の修繕として、植え替えを行っていただけることになった。

【課題】

本市の貴重な観光資源である桜は、まちなかを中心に過密状態にあり、適正管理のためには伐採が必要である。

川井・野寄地区の大規模な企業誘致をきっかけに、今後大規模な農地の開発が急速に加速する恐れがある本市の農業振興上必要な農地を見極め、保全に努めていく必要がある。

【今後の取組の方向性】

岩倉五条川桜並木保存会との協働により、引き続き、観光資源である桜の保全・管理を行っていく。また、桜の長寿命化に向けて、樹木医の診断を基に桜の間引き作業を行っていく。併せて、植え替えについても随時進めていく。

集積、集約が可能な農地に関しては、JA 愛知北と協力しながら、オペレーターや担い手への集積を計画的に進めていく。集積・集約が難しい小規模な農地に関しては、農地保全管理組合の活用や、各地域による一体的な保全管理を検討していく。

### 3 令和元年度の取組状況（条例の推進状況）

時 期	内 容
平成 31 年 4 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で、桜まつり期間中に臨時駐車場となる八剣憩いの広場前で観光案内所を設置
令和元年 5 月 ～6 月、 令和 2 年 1 月 (計 6 回)	岩倉五条川桜並木保存会と協働で施肥を実施
平成 31 年 4 月 (計 1 回)	五条川桜並木に発生する毛虫等の防虫のための消毒薬散布
令和元年 7 月 (計 1 回)	岩倉五条川桜並木保存会と協働で、桜に害を及ぼすベッコウタケなどを調査・処理
令和元年 7 月、 9 月～12 月 (計 5 回)	岩倉五条川桜並木保存会と協働で枯れ枝・不要枝を剪定

### 4 令和 2 年度の取組内容

時 期	内 容
令和 2 年 6 月、 令和 3 年 1 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で施肥を実施
令和 2 年 4 月 ～9 月	五条川桜並木に発生する毛虫等の防虫のための消毒薬散布
令和 2 年 7 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で、桜に害を及ぼすベッコウタケなどを調査・処理
令和 2 年 9 月 ～12 月、 令和 3 年 3 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で枯れ枝・不要枝を剪定
令和 2 年 11 月 ～令和 3 年 1 月	五条川沿いに桜の植栽（4 本）実施
未定	県、江南市、大口町と桜の植栽、保全に関する打ち合わせ

### 5 その他

#### 【平成 30 年度審議会の意見のまとめ】

- ・民間の土地については、処分することも所有者の自由であるため、所有者がどこまで緑地の社会的意義を理解してくれるかという難しい面もある。いずれにしても、生産緑地制度の終了は大きな転機であり、緑地がどうなっていくかの瀬戸際であるが、身近な緑の保全については、自治基本条例の規定に則してしっかり考えていかなければならない。
- ・農地の持っている社会的な意義の理解には努めていってもらいたい。

#### 【令和元年度審議会の意見のまとめ】

- ・都市計画マスタープランが重要になる。それに対して、市民の皆さんも注目しなければならないということも言えるかもしれない。

#### 【令和2年度審議会で出た意見・論点】

- ・五条川に生息する鯉は外来種なので何か影響があるような気がする。
- ・岩倉市は大規模な農業には向かず、まちに近いメリットを生かしていく方が良い。住宅地に点在している小さい農地を生かして家庭菜園程度等を行う人が増えれば、岩倉の自然に理解を示す市民が増えることにもつながる。そのような方向性で進めてもらえると自治基本条例の規定にも沿うような形になっていくと思う。
- ・岩倉の誇るものとして、桜、山車、自然を自治基本条例で規定しているが、対外的なPRが弱い。
- ・岩倉五条川桜並木保存会の活動が市民に見えるようにしてほしい。

#### 【令和2年度審議会の意見のまとめ】

- ・住宅と接近して農地が点在していることは大きく、岩倉市ならではの話。特急だと名古屋から10分でそういう環境に辿り着く。これは素晴らしいこと。引き続き、市民農園や農業体験塾など市民が農に親しむ施策に取り組んでほしい。
- ・岩倉五条川桜並木保存会など縁の下で活動している市民の方々がいるということをPRすることは必要。

# 岩倉市市民参加条例推進状況

(平成31年4月～令和2年3月)

### 3 岩倉市市民参加条例推進状況

#### (1) 岩倉市市民参加条例の検証の方法

市民参加条例における市民参加及び協働の推進についての検証は、同条例第25条の規定に基づき自治基本条例審議会により行うものとしています。

市民参加条例の主管課である協働安全課が必要に応じて関係部署より情報収集を行い作成した資料をもとに、審議会において実施状況の検証を行いました。そのまとめを「岩倉市市民参加条例推進状況」としています。

今後においても、市民参加及び協働の推進に関する実施状況について適宜検証し、市民参加条例を推進していくものです。

#### (2) 岩倉市市民参加条例推進状況の概要

岩倉市市民参加条例の検証に関すること。

(主管課：協働安全課)

分類	該当条文	審議する内容	資料	備考	
I 市民参加手続 に関する検証	第7条	市民参加の手続の方法		自治基本条例 第10条第1項の 検証を兼ねる	
	第8条	市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表	資料1		
	第9条	審議会等の委員			
	第10条	審議会等の会議の公開等			
	第11条	アンケートの実施			
	第12条	意見交換会の開催			
	第13条	市民公聴会の開催			
	第15条	市民討議会の開催			
	第16条	パブリックコメント手続の実施			
	第18条	政策提案制度	資料2		
第19条	市民委員登録制度				
II 協働の 推進に 関する 検証	(1) 協働 による 事業	第21条	協働による政策形成等	資料3	自治基本条例 第11条の 検証を兼ねる
	(2) 市民 自治活 動への 支援	第22条	公益的活動の支援		
		第23条	中間支援組織の設置		
		第24条	協働によるまちづくりを担う人材		

### (3) 岩倉市市民参加条例推進状況

#### I 市民参加手続に関する検証

##### 1 条例の規定と現状について

令和元年度中に、市民参加条例第6条の規定に基づいて市民参加の手続を実施した事案は「条例、計画等の策定又は変更」及び「既存計画等の評価」において、併せて19件でした。以下に、各条文の規定についての実施状況を報告します。（「令和元年度 市民参加手続の実施状況」[資料1](#)参考）

第7条	市民参加の手続の方法
第8条	市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表
第9条	審議会等の委員
第10条	審議会等の会議の公開等
第11条	アンケートの実施
第12条	意見交換会の開催
第13条	市民公聴会の開催
第15条	市民討議会の開催
第16条	パブリックコメント手続の実施

##### ①令和元年度の市民参加手続の実施状況

###### (1-1) 条例、計画等の策定又は変更

		審議会等	アンケート	意見交換会	市民公聴会	市民討議会	パブコメ手続	その他
R1年度 全7事案	事案数	7	2	1	0	0	4	1インタビュー
	実施回数 (実績)	29	2 (返送2,365)	5 (参加者221)	0	0	4 (意見数48)	5 (参加者112)
H30年度 全7事案	事案数	6	3	1	0	1	5	0
	実施回数 (実績)	18	3 (返送2,553)	1 (参加者26)	0	2 (延べ103)	5 (意見数56)	0
H29年度 全12事案	事案数	11	1	1	0	1	9	1ヒアリング
	実施回数 (実績)	39	1 (返送18)	4 (参加者244)	0	2 (参加者37)	9 (意見数36)	1 (参加者7)
H28年度 全8事案	事案数	7	4	1	0	0	4	0
	実施回数 (実績)	17	4 (返送4,277)	3 (参加者200)	0	0	4 (意見数18)	0

###### (1-2) 既存計画等の評価

		審議会等	アンケート	意見交換会	市民公聴会	市民討議会	パブコメ手続	その他
R1年度 12事案	事案数	12	0	0	0	0	1	0
	実施回数 (実績)	23	0	0	0	0	1(意見数0)	0
H30年度 全12事案	事案数	12	0	0	0	0	1	0
	実施回数	18	0	0	0	0	0	0
H29年度 全10事案	事案数	10	0	0	0	0	0	0
	実施回数	17	0	0	0	0	0	0
H28年度 全9事業	事案数	9	1	0	0	0	0	0
	実施回数 (実績)	16	1(返送467)	0	0	0	0	0

- ・複数の手続を実施したのは、「条例、計画等の策定又は変更」で7事案中7事案、「既存計画等の評価」で12事案中1事案でした。
- ・19の審議会等のすべてにおいて、市民から委員が選任されました。そのうち、公募により14人、市民委員登録から21人の方が市民委員として選任され、審議会等に参加しました。
- ・選任された委員の氏名等は、審議会等の資料や議事録等において可能な範囲で公表しています。
- ・開催した審議会等はすべて公開され、2件の事案に延べ5人の傍聴がありました。
- ・2件の事案について、アンケートを実施しました。
- ・1件の事案について、意見交換会を実施しました。開催にあたり、予め開催日時等を公表しました。
- ・市民公聴会及び市民討議会は開催していません。
- ・パブリックコメントは5件の事案について、15人から48件の意見が提出されました。

## ②令和2年度の市民参加手続の実施予定

### (2-1) 条例、計画等の策定又は変更（全9事案）

	審議会等	アンケート	意見交換会	市民公聴会	市民討議会	パブコメ手続
事案数	7	2	0	0	0	9

### (2-2) 既存計画等の評価（全11事案）

	審議会等	アンケート	意見交換会	市民公聴会	市民討議会	パブコメ手続
事案数	11	0	0	0	0	1

・令和元年度の市民参加手続の実施状況と令和2年度の市民参加手続の実施予定については、令和2年4月1日付けで市ホームページにて公表しています（随時更新）。

### 第18条 政策提案制度

- ・1件の政策提案が提出されましたが、不採択となりました。詳細は資料2のとおりです。

### 第19条 市民委員登録制度

- ・新規登録者は2人（令和2年3月末時点の有効登録者206人）で21人が審議会等に登用されました。

## 2 令和元年度審議会の意見のまとめ

- ・傍聴の日程やパブリックコメントの募集について、ホームページ上で市民が知りたい情報まで簡単に辿り着けるような仕組みにできると良い。
- ・今後も市民参加の機会を積極的に設け、周知を行うことで、市政に対し様々な形で市民の参加を得ることが重要である。

## 3 令和2年度審議会が出た意見・論点

- ・市民委員登録制度は、アンケートに登録案内を同封する方法のほか、随時登録できることについても周知すべきだ。
- ・審議会等の委員は、市民登録と公募ともに設置することになっているのではないか。
- ・市民討議会の開催基準はあるのか。
- ・政策提案制度の提案内容と検討結果の理由に整合性をつけるとともに、不採択の表現を柔らかくしたほうがよい。また、検討の経緯が分かりやすいとよい。

#### 4 令和2年度審議会の意見のまとめ

- ・市民参加条例上、原則として公募により選任する市民と市民委員登録制度より登録された市民を含めるものとされているため、公募を実施しない場合は理由を説明する必要がある。
- ・2年連続市民討議会が開催されない予定だが、普段市政に関わりのない人が関わるきっかけとなるのでぜひ来年は実施してもらいたい。

(1-1) 令和元年度 市民参加手続の実施状況（条例、計画等の策定または変更）  
 条例・計画・新制度の新規策定または変更を行った場合、ご記入ください。原則、複数実施することとなっています。

資料1

担当課グループ (G)	対象事案	第6条第1項 に該当する要 件（下表※ 1）	概要（総括）	市民参加の手続の方法	審議会等の構成	会議の公開	実施時期	結果・議事録等の 公表日と公表方法 （下表※2参照）	市民参加の 実績	備考
1 秘書企画課 企画政策G	第5次岩倉市総合計画	(2)	第4次岩倉市総合計画の計画期間（2011～2020年度）満了にあわせて平成30年度から令和2年度にかけて第5次岩倉市総合計画を策定するもの。（中間年度）	総合計画審議会  市民まちづくり会議	全委員 (内数) ・公募 ・市民登録 1人  全委員 (内数) ・公募 ・市民登録 10人	公開  公開	①8月8日 ②11月5日 ③1月30日  ①8月31日 ②9月21日 ③10月19日 ④11月2日 ⑤11月30日 ⑥12月14日 ①5月28日 5団体 ②5月31日 6団体 ③6月4日 5団体 ④6月5日 25団体 ⑤6月10日 1団体 ①2月1日 岩倉北小学校区 ②2月1日 岩倉東小学校区 ③2月8日 五条川小学校区 ④2月15日 曾野小学校区 ⑤2月15日 岩倉南小学校区	議事録の公表 ①11月21日 ②1月17日 ③3月31日 方法(3) 実施結果の公表 令和2年6月5日 方法(3)	傍聴 0人  傍聴 0人	
2 長寿介護課	第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	(2)	老人福祉法及び介護保険法に基づき、3年毎に高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会  アンケート	全委員 (内数) ・公募 ・市民登録 0人  —	公開  —	①6月24日 ②11月18日  12月20日 発送	議事録の公表 ①7月29日 ②3月6日 方法(1)(3) 実施結果の公表 未定 方法(1)(3)	傍聴 0人  発送2,448人 返送1,348人	
3 健康課 保健予防G	健幸づくり条例	(1)	市民等の健幸づくりの意識の向上を図り、健幸長寿社会の実現に向けた取り組みを市民・関係団体、事業者及び市の協働により推進するために、条例を制定する。	健幸づくり推進委員会  パブリックコメント手続	全委員 (内数) ・公募 ・市民登録 1人  —	公開  —	①5月31日 ②7月8日 ③8月5日 ④9月24日 ⑤11月1日 ⑥2月14日  11月22日 ～12月21日 (30日間)	議事録の公表 ①7月25日 ②8月15日 ③10月8日 ④11月15日 ⑤2月21日 ⑥未定 方法(1)(3) 実施結果の公表 1月9日 方法(1)(3)	傍聴 0人  1人 1件	

4	商工農政課 商工観光G	岩倉市中小企業・小規模 企業振興基本条例	(1)	地域経済の発展と市民生活の安定のためには、中小企業・小規模企業が健全な事業活動を継続することが、地域の発展に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業の自主的な努力の上で、行政、市民、支援団体、金融機関、教育機関など関係団体が市全体として中小企業・小規模企業を支え、地域経済の活性化を図るための理念条例として新たに制定するもの。	岩倉市中小企業・小規模企業 振興基本条例検討委員会	全委員 (内教) ・公募 ・市民登録 10人 0人 0人	公開	①6月27日 ②7月26日 ③9月20日 10月18日 ～11月17日 (31日間)	議事録の公表 ①9月30日 ②11月1日 ③11月8日 方法(1)(3) 実施結果の公表 11月22日 方法(1)(3)	傍聴 1人 4人 16件
5	商工農政課 農政G	第3期岩倉市食育推進計画	(2)	平成17年の食育基本法の制定を受け平成22年に策定した岩倉市食育推進計画から10年が経過し、計画の評価と課題の把握を行うとともに社会的な変化を踏まえ、課題解決に向けて第3期岩倉市食育推進計画(計画期間:令和2年度～令和6年度)を策定するもの。	岩倉市食育推進計画に係る懇 談会	全委員 (内教) ・公募 ・市民登録 11人 0人 0人	公開	①11月19日 ②12月23日 1月27日 ～2月25日 (30日間)	議事録の公表 ①3月23日 ②3月23日 方法(1)(3) 実施結果の公表 3月23日 方法(1)(3)	傍聴 0人 3人 9件
6	都市整備課 計画営繕G	岩倉市都市計画マスター プラン及び緑の基本計画 策定	(2)	岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画は、10年間(2011年度～2020年度)より次期計画の策定に取り掛かるため。	岩倉市都市計画マスター プラン及び緑の基本計画検討委員 会	全委員 (内教) ・公募 ・市民登録 16人 0人 1人	公開	①8月22日 ②12月25日 7月26日 発送	議事録の公表 ①9月20日 ②2月3日 方法(3) 実施結果の公表 9月20日(速報) 2月3日(確報) 方法(3)	新型コロナウイルス の影響により 3月24日を 中止。 発送2,500人 返送1,017人
7	子育て支援課 児童G	第2期岩倉市子ども・子育 て支援事業計画	(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた計画を策定するもの。 第2期計画は、2020年度～2024年度を計画期間とする。	岩倉市子ども・子育て会議	全委員 (内教) ・公募 ・市民登録 12人 0人 0人	公開	①5月20日 ②8月22日 ③10月21日 ④12月5日 ⑤2月21日 12月24日 ～1月23日 (31日間)	議事録の公表 ①6月11日 ②9月3日 ③1月6日 ④3月2日 ⑤未定 方法(1)(2) 実施結果の公表 2月26日 方法(1)(2)	傍聴 4人 7人 22件

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※2 施行規則第2条では、公表は、次に掲げる方法のうちから2以上の方法により行うものとしています。

- (1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロン又は公共施設での閲覧又は配布
- (2) 広報への掲載
- (3) ホームページへの掲載
- (4) その他市長が必要と認める方法

(1-2) 令和元年度 市民参加手続の実施状況 (既存計画等の評価)

第6条第1項に該当する要件(2)に該当する既存計画の単年度評価(進捗管理等)を行ったものを公表しています。

担当課グループ(G)	対象事案	第6条第1項に該当する要件(下表※1)	概要(総括)	市民参加の手続の方法	審議会等の構成	会議の公開	実施時期	議事録等の公表日と公表方法(下表※2参照)	市民参加の実績	備考
秘書企画課 企画政策G 協働安全課 市民協働G	岩倉市自治基本条例 岩倉市市民参加条例	(1)	岩倉市自治基本条例及び市民参加条例の進捗状況を岩倉市自治基本条例審議会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市自治基本条例審議会	全委員 12人 (内数) ・公募 4人 ・市民登録 2人	公開	①6月27日 ②7月4日 ③7月9日 ④7月30日 ⑤8月19日	議事録の公表 ①7月31日 ②8月21日 ③8月21日 ④8月22日 ⑤2月13日 方法(3)	傍聴0人	
協働安全課 市民協働G	岩倉市男女共同参画基本計画	(2)	岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を岩倉市男女共同参画懇話会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市男女共同参画懇話会	全委員 13人 (内数) ・公募 0人 ・市民登録 1人	公開	10月17日	議事録の公表 11月1日 方法(1)(3)	傍聴0人	
行政課 行政G	第2期岩倉市行政経営プラン	(2)	岩倉市行政経営プラン及び行政経営プラン行動計画に基づく岩倉市の行政改革の推進に関する重要事項について調査及び審議するもの。	岩倉市行政経営プラン推進委員会  パブリックコメント	全委員 10人 (内数) ・公募 2人 ・市民登録 2人	公開	7月24日 7月30日 8月8日  7月25日～8月25日	議事録の公表 1月3日 方法(1)(3) 実施結果の公表 8月28日 方法(1)(3)	傍聴0人  0人 0件	
環境保全課 環境G	五条川自然再生整備等基本計画	(2)	五条川の自然生態系の保全を図り、生物多様性に配慮した市民参加の水辺環境づくりを目指す計画の評価をするもの。	環境審議会	全委員 12人 (内数) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①6月27日 ②9月27日 ③10月10日 ④2月17日	議事録の公表 ①②10月23日 ③④3月31日 方法(1)(3)	傍聴0人	
環境保全課 環境G	岩倉市環境基本計画	(2)	市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすことで、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するための計画の評価をするもの。	環境審議会	全委員 12人 (内数) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①6月27日 ②9月27日 ③10月10日 ④2月17日	議事録の公表 ①②10月23日 ③④3月31日 方法(1)(3)	傍聴0人	
環境保全課 廃棄物G	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画	(2)	一般廃棄物のうち、ごみに関する処理計画を評価し、次年度の実施計画を策定するもの。	廃棄物減量等推進協議会	全委員 18人 (内数) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開				新型コロナウイルスの影響により3月3日を延期。
福祉課 障がい福祉G	第2期岩倉市地域福祉計画	(2)	岩倉市地域福祉計画の進捗状況を岩倉市地域福祉計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市地域福祉計画推進委員会	全委員 10人 (内数) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	8月2日 2月21日	議事録の公表 ①3月10日 ②3月10日 方法(1)(3)	傍聴0人	
福祉課 障がい福祉G	第5期岩倉市障がい者計画、第5期岩倉市障がい福祉計画(第1期障がい児福祉計画)	(2)	岩倉市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗状況を岩倉市障がい者計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市障がい者計画推進委員会	全委員 16人 (内数) ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開				新型コロナウイルスの影響により3月25日を中止。

9	福祉課 障がい福祉G	岩倉市自殺対策計画	(2)	岩倉市自殺対策計画の進捗状況を岩倉市自殺対策計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市自殺対策計画推進委員会	全委員 (内数) ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	10月25日	議事録の公表 12月2日 方法(1)(3)	新型コロナウイルスの影響により3月23日を中止。
10	都市整備課 計画営繕G	岩倉市都市計画マスタープラン	(2)	都市計画マスタープランにて計画されたを事業や施策を評価し、次期計画を策定する。	岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会	全委員 (内数) ・公募 0人 ・市民登録 1人	公開	12月25日	議事録の公表 2月3日 方法(3)	傍聴0人
11	学校教育課 学校教育G	岩倉市教育振興基本計画	(2)	岩倉市教育振興基本計画の進捗状況を岩倉市教育振興基本計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市教育振興基本計画推進委員会	全委員 (内数) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	2月10日	議事録の公表 未定	傍聴0人
12	子育て支援課 児童G	岩倉市子ども・子育て支援事業計画	(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた計画の実施状況を評価するもの。	岩倉市子ども・子育て会議	全委員 (内数) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	8月22日	議事録の公表 9月3日 方法(3)	傍聴0人

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限すること  
を内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※2 施行規則第2条では、公表は、次に掲げる方法のうちから2以上の方法により行うものとしていいます。

- (1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロン又は公共施設での閲覧又は配布
- (2) 広報への掲載
- (3) ホームページへの掲載
- (4) その他市長が必要と認める方法

(2-1) 令和2年度 市民参加手続の実施予定(条例、計画等の策定または変更)  
令和2年度に条例または計画の新規策定または変更を行う予定のものを公表しています。

担当課 7.(G)	対象事案	第6条第1項に 該当する要件 (下表※1参)	概要(総括)	市民参加の手続の方法	委員公募の予 定(当年度)	会議の公開	実施時期(予定)
秘書企画課 企画政策G	第5次岩倉市総合計画	(2)	第4次岩倉市総合計画の計画期間(2011～2020年度)満了にあわせて平成30年度から令和2年度にかけて第5次岩倉市総合計画を策定するもの。(最終年)	岩倉市総合計画審議会 パブリックコメント手続	なし(済)	公開	令和2年7、8、9、11月(合計6回) 令和2年10月 (30日間)
秘書企画課 企画政策G	第2期岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略	(2)	岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間の終了にあわせて第2期岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するもの。(総合計画と期間及び内容を合わせて)	岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会 パブリックコメント手続	なし(済)	公開	令和2年7月 令和2年10月 (30日間)
協働安全課 市民協働G	岩倉市男女共同参画基本計画2021-2030	(2)	現在の計画が、2020年度までのものであるため、次期計画を策定し、男女共同参画社会の推進を目指すもの。	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会 パブリックコメント手続 アンケート	なし	公開	令和2年6月から6回程度 令和3年1月 (30日間) 令和2年8月
環境保全課 環境G	岩倉市路上喫煙等規制条例(仮称)	(2)	市内の環境美化、受動喫煙の防止およびこの火による火傷等の防止をするため、路上喫煙等を規制する条例を制定するもの。	岩倉市路上喫煙等規制条例検討委員会 アンケート パブリックコメント手続	あり	あり	令和2年5、7、8、9、10月 令和2年5月 令和2年8月 (30日間)
福祉課 障がい福祉G	第6期岩倉市障がい福祉計画(第2期障がい児福祉計画)	(2)	障がい者(児)の生活支援に関わる具体的なサービス提供体制の整備について定めるとともに、3年度を1期とした各年度における障害福祉サービスの見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めるもの。	岩倉市障害者計画推進委員会 パブリックコメント手続	あり	公開	令和2年6月から4回程度 令和3年1月 (30日間)
長寿介護課	第8期岩倉市高齢者保健福祉計画	(2)	第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とする、岩倉市の高齢者保健福祉、介護保険制度の運営等を一体的に定める計画を策定する。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会 パブリックコメント手続	なし	公開	令和2年5、7、9、11、12月 令和3年2月 令和3年1月 (30日間)
都市整備課 計画営繕G	岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画	(2)	岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画は、10年間(2011年度～2020年度)を計画期間としており、2019年度より次期計画の策定を行っているため。	岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会 パブリックコメント手続	なし	公開	令和2年5、8、11月 令和3年2月 令和2年12月 (30日間)

8	上下水道課 上下水道G	「経営戦略」策定	(2)	将来にわたって住民生活に重要なサービスを提供するための中長期的な基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る（総務省より令和2年度までに策定することが要請されている）。	パブリックコメント手続	—	—	令和3年2月 (30日間)
9	上下水道課 下水道G	「経営戦略」策定	(2)	将来にわたって住民生活に重要なサービスを提供するための中長期的な基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る（総務省より令和2年度までに策定することが要請されている）。	パブリックコメント手続	—	—	令和3年2月 (30日間)

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。  
(1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することとを内容とする条例の制定又は改廃  
(2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価  
(3) 広く市民の公共の用に供される施設の設定又は廃止に係る計画等の策定又は変更  
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※2 施行規則第2条では、公表は、次に掲げる方法のうちから2以上の方法により行うものとしています。  
(1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロンの又は公共施設での閲覧又は配布  
(2) 広報への掲載  
(3) ホームページへの掲載  
(4) その他市長が必要と認める方法

(2-2) 令和2年度 市民参加手続の実施予定（既存計画等の評価）  
令和2年度に既存計画の単年度評価（進捗管理等）を行う予定のものを公表しています。

担当課（グループ）	対象事業	第6条第1項に該当する要件（下表※1参照）	概要（総括）	市民参加の手続の方法	委員公募の予定（当年度）	会議の公開	実施時期（予定）
秘書企画課 企画政策G 協働安全課 市民協働G	岩倉市自治基本条例 例 岩倉市市民参加条例 例	(1)	岩倉市自治基本条例及び市民参加条例の進捗状況を岩倉市自治基本条例審議会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市自治基本条例審議会	なし	公開	令和2年6～8月 5回程度
協働安全課 市民協働G	岩倉市男女共同参画基本計画	(2)	岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会	なし	公開	令和2年6月～2月 7回程度
行政課 行政G	第2期岩倉市行政経営プラン	(2)	岩倉市行政経営プラン及び行政経営プラン行動計画に基づき、岩倉市の行政改革の推進に関する重要事項について調査及び審議し、計画の最終年度であることから、計画の総括を行うと共に、次回計画の審議も行う。	岩倉市行政経営プラン推進委員会 パブリックコメント	あり	公開	令和2年7～9月
環境保全課 環境G	岩倉市環境基本計画	(2)	市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすことで、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するための計画の評価をするもの。	環境審議会	なし	公開	令和2年6月
環境保全課 環境G	五条川自然再生整備等基本計画	(2)	五条川の自然生態系の保全を図り、生物多様性に配慮した市民参加の水辺環境づくりを目指す計画の評価をするもの。	環境審議会	なし	公開	令和2年10月
環境保全課 廃棄物G	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画	(2)	一般廃棄物のうち、ごみに関する処理計画を評価し、次年度の実施計画を策定するもの。	廃棄物減量等推進協議会	なし	公開	令和3年3月
福祉課 障がい、福祉G	第2期岩倉市地域福祉計画	(2)	岩倉市地域福祉計画の進捗状況を岩倉市地域福祉計画推進委員会にて評価する。	岩倉市地域福祉計画推進委員会	なし	公開	令和2年8月 令和3年2月
福祉課 障がい、福祉G	第5期岩倉市障がい者計画、第5期岩倉市障がい福祉計画（第1期障がい福祉計画）	(2)	岩倉市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい福祉計画の進捗状況を岩倉市障害者計画推進委員会にて評価する。	岩倉市障害者計画推進委員会	あり	公開	令和2年6、9、12月 令和3年3月
福祉課 障がい、福祉G	岩倉市自殺対策計画	(2)	岩倉市自殺対策計画の進捗状況を岩倉市自殺対策計画推進委員会にて評価する。	岩倉市自殺対策計画推進委員会	なし	公開	令和2年9月 令和3年2月
子育て支援課 児童G	第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画	(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた計画の実施状況を評価するもの。	岩倉市子ども・子育て会議	なし	公開	令和2年8月
都市整備課 計画営繕G	岩倉市緑の基本計画	(2)	岩倉市緑の基本計画の進捗状況を岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会にて評価し、次期計画を作成する。	岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会	なし	公開	令和2年10月 令和3年2月

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。  
(1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃  
(2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価  
(3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更  
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※2 施行規則第2条では、公表は、次に掲げる方法のうちから2以上の方  
法により行うものとしています。  
(1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロンの窓口又は公共施設での  
閲覧又は配布  
(2) 広報への掲載  
(3) ホームページへの掲載  
(4) その他市長が必要と認める方法

## 政策提案に対する検討結果について

令和元年 10 月 21 日

## 1. 提案内容について

提案の名称	岩倉市新音楽のあるまちづくり「響き合う さくら音楽ウィーク」
受付日	令和元年 6 月 27 日
署名人数	10 人
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉桜まつりに合わせ、岩倉市の政策としてサクランドいわくらビル 2 階生涯学習センターロビーと岩倉駅地下改札前を会場とする一週間の音楽祭を令和 2 年から毎年開催する。</li> <li>・「まちづくり文化振興基金」を新たに果実運用型の基金として設置し債券運用による資金を音楽のあるまちづくりに財源充当し、岩倉市の文化振興を連続性のあるものとする。</li> </ul>

## 2. 検討結果について

検討結果	不採択
検討結果の理由	<p>桜まつり期間中は 40 万人を超える来場者があり、岩倉市を全国に PR する機会となっています。桜まつり期間中に音楽祭を開催し、岩倉市の取り組む音楽のあるまちづくりを全国に発信するという提案をいただきましたが、岩倉駅が混雑するこの時期の土曜日、日曜日に駅でコンサートを開催することや駅にピアノを設置し誰でも演奏できるようにすることは、駅利用者の混乱を招く恐れがあり、演奏者や観客の安全性の確保という点からも難しいと考えます。</p> <p>生涯学習センターロビーにおいても、平成 22 年度にサクランドコンサートを開催しましたが、防音対策が十分にできないことから以後の開催を取りやめている状況であり、ロビーでのコンサートを開催することは難しいと考えます。</p> <p>現状として、桜まつり期間中には、お祭り広場のステージで一般公募で出演団体を募集してイベントを開催し、桜まつりを盛り上げていただいております。出演枠には、まだ余裕があるため演奏等で参加いただくこともできます。</p> <p>また、音楽文化普及事業としてセントラル愛知交響楽団に委託し、各種コンサートの開催や小中学校での音楽鑑賞事業など実施しているほか、市役所のロビーにおいても定期的にロビーコンサートを開催し、市民の方に音楽と触れ合う機会を提供しています。団体支援としては、市民活動助成金や社会教育関係団体育成補助金、まちづくり文化振興事業助成金を交付し団体の育成や活動の支援を行うなど音楽のあるまちづくり事業を実施しており、今後も継続していきます。</p> <p>次に、「まちづくり文化振興基金」を新たに設置して基金運用益を活用する提案につきましては、基金の設置及び運用については、市全体の財政状況を考慮しながら検討していくものであると考えます。</p> <p>以上のことから、音楽のあるまちづくりを推進することの必要性は十分に認識しており、今後も関連事業を継続する中で、音楽をとおした人のつながりを形成し、魅力あふれる豊かな市民生活の実現に向けて、市民・音楽家・行政の協働に</p>

	よる音楽のあるまちづくりを推進したいと考えていますが、本提案の実施にあたっては検討すべき課題も多くあることから、不採択とします。
--	--

## II 協働の推進に関する検証

### (1) 協働による事業

#### 1 条例の規定と現状について

第4次総合計画の構成を基準に、各担当課が実施する協働事業を資料3「協働の取組状況シート 令和元年度」として取りまとめました。事業ごとに概要とその協働相手、協働の形態、事業の決算状況、事業の実績や実施状況、協働の視点による評価を記載しています。このシートに基づいて取組状況を検証することで、岩倉市市民参加条例第21条の規定を検証することとしています。

第21条	協働による政策形成等
------	------------

#### ・協働の形態

事業委託	行政が責任をもって担うべき分野として考えられている領域において、市民や市民活動団体、地域団体などが有する専門性・柔軟性・機動性などの特性を活用して、より効果的な取組やより良い市民サービスの提供を進めるため、事業の実施を委ねるもの。	19事業
事業共催	市民や市民活動団体、地域団体、事業者、行政などが事業主体となつて一つの事業を共同で実施する形態。実行委員会も含まれる。	24事業
補助・助成	市民活動団体や地域団体などが行う自発的・主体的な事業のうち、公益性の高い事業に対して、その団体の成長と自立や事業推進を促すために、行政が事業費の一部を補助・助成するもの。	10事業
事業協力	行政と市民活動団体等が、同じ目的のもと役割分担を定めて協力関係を結ぶ協働の形態。アダプトプログラム等が該当する。	28事業
その他	後援ほか上記に分類できないが、協働して取り組んだ事業と考えられるもの。	1事業

#### ・協働の視点による評価

令和元年度より「開始年度①事業開始、②協働開始」という項目を追加し、事業の成り立ちや協働に至る経緯が見えるようにしました。また、シートの作成にあたり、協働の取組を行う際に相手方の意見や考え方に留意するよう努めました。

・その他、詳細については、別紙「協働の取組状況シート（令和元年度）」に記載しています。

#### 2 令和元年度審議会の意見のまとめ

協働事業における課題の共有や改善について、お互いの連携をより深めることで、次年度の事業に生きてくる。協働相手とは、綿密な打合せや聞き取りを行いながら事業を進めていくべきである。

### 3 令和2年度審議会が出た意見・論点

- ・地域福祉計画推進事業では、小学校区ごとに会議を開催し、地域の課題を抽出した後、課題解決の為に何をするのかを話し合っているが、実施主体についてよく問題になってくる。今後、地域での働きかけや主体形成などの協働の取組を総合計画に位置付けていく必要がある。
- ・協働相手方の意見として、高齢化や担い手がないとの答えが多いが、今後の対応としてはどのように考えているのか。

### 4 令和2年度審議会の意見のまとめ

- ・いわくら福祉市民会議では地域の福祉に関して話し合われているが、福祉の概念は幅広く、老人だけでなく子供の問題も含まれている。小学校区ごとでの取組として、当会議がよいモデルケースになると思うし、協働の取組シートが事業協力を進めていくための基礎資料となる。ただし、行政との関わりが縦割りになっていることが問題となるので、包括的な取組となるよう注意する必要がある。
- ・現在は、事業者と地域が人材を取り合っている状況にある。地域活動でお金が稼げる仕組みを作っていくことで、地域活動を行う人が増えていくのではないかと思うので、総合計画でも取り上げてもらいたい。

協働の取組状況シート 令和元年度

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章にも歩むひらかれたまち	III. 担当部署	(1) 事業事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和元年度決算状況 ①協働相手への支払額 ②国や県からの補助金	(5-2) 平成30年度決算状況 ①②③	V. 実績		VI. 協働の視点による評価	
										実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
1	事業委託	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働安全課	市民活動支援センター業務委託	①②平成22年度	市民活動支援センターとして開設した市民活動支援センターの業務を委託した。委託先(協働相手)に対し印刷費・会議室使用料の連発等により活動支援したほか、活動内容の紹介をホームページ・情報誌・SNSなどにより積極的に行うとともに、団体設立や助成金に関する相談業務を実施した。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら	①5,578,831円 (消耗品費609,709円、通信運搬費161,128円) ②4,807,994円 運賃委託料 ③0円	①5,605,496円 (消耗品費554,784円、約39,420円、通信運搬費213,047円) ②4,798,245円 運賃委託料 ③0円	ボランティア入門講座など自主事業を安定して行う登録団体に一般の市民も参加できるようにした。「市民活動いっしょを」を開催し、多くの市民が活動へ意見を言える場を提供した。一定の全員のメンバーをもち、同じレベルで市民相談など親身に対応できるように。	事業の必要に応じて業務改善に乗り組み、市民団体の思いに寄り添い、中間支援組織として役割を果たしている。		
2	事業委託	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働安全課	「市民プラザまつり」業務委託	①②平成26年度	各分野で積極的に活動している市民活動団体が日頃の活動を発表したり、ブース出展をして次山の市民と触れ合うことで、市民活動の魅力を知っていただくこと、倉市全体の活性化を図る行事の開催。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら	①76,110円 ②「市民プラザまつり」業務委託料76,110円 ③0円	①76,110円 ②「市民プラザまつり」業務委託料76,110円 ③0円	開催にあたり、展示パネルの事前準備や駐輪場確保、抽選の準備用意など、多くのサポートをしてもらったのでありがたかった。	子どもから大人まで幅広く楽しんでいたことができた。受託者は会場レイアウトや運行等に工夫を重ね、来場者により楽しんでいただくよう努めていた。新たに子どもを対象としたスタンプラリーを実施し、企画した催しを広く楽しんでもらえる工夫をしている。		
3	事業委託	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働安全課	「65歳の集い」業務委託	①平成24年度 ②平成25年度	65歳の市民を対象として、今後の新しい生きがいを見出したり、市内の同年代の人と知り合い地域の繋がりを作っていただくことを目的とした行事の開催。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら	①142,440円 ②「65歳の集い」業務委託料142,440円 ③0円	①142,440円 ②「65歳の集い」業務委託料142,440円 ③0円	誰でも参加可能と広報したため、65歳以外の参加者の割合が大きくなった。参加者が楽しんでいる様子を見ることができ、今後の開催も検討している。	過去の反省を踏まえ、今までは違うやり方で開催していたというチャレンジをしたことが良かった。参加者が楽しんでいる様子を見ることができ、今後の開催も検討している。		
4	事業委託	1. 安心していきいきと暮らせるまち	福祉課	市行事手話通訳、要約筆記設置事務	①②不明	市民ボランティアの協力のもと、市が行う主な行事に手話通訳、要約筆記を設置している。	手話サークルの手話通訳、要約筆記サークルさくら	②手話通訳謝礼56,800円 ③要約筆記謝礼100,000円 ④0円	●手話通訳 【桜まつりセレモニー】 【防災訓練】 【アートフェスティバル】 【市民会おどり】 【ふれあいまつりオープニングセレモニー】 【健康フェア講座】 【おとなのつどい】 【スポンサー振興事業講演会】 【冬納節】 【人権研修会】 【48周年記念式典】 【岩倉市地域自立支援協議会講演会】 ●要約筆記 【防災訓練】 【健康フェア講座】 【48周年記念式典】 【スポンサー振興事業講演会】 【岩倉市地域自立支援協議会講演会】	市の主な行事に手話通訳、要約筆記を設置する事で、障がい者への社会参加及び障がい者に対する理解促進を図られた。また、ボランティアの活動の場を充実させることができた。	制度の活用機会増加に伴い、申請・報告体制を特に要約筆記に関しては、難題の方が増えているため、周知を徹底したい。		
5	事業委託	1. 安心していきいきと暮らせるまち	福祉課	地域福祉計画推進事業	①平成25年度	地域課題に対し地域住民主体で解決していくため、小学校区単位での取組を進めている。令和元年度は校区ごとに分かれて地域課題の解決に向けて会議を行った。	いわくら福祉市民会 岩倉市社会福祉協議会	①265,634円 ②265,634円 ③0円	①240,752円 ②240,752円 ③0円	社に委託する形で、地域福祉活動の推進を行っている。通学路マップや福祉推進のためのSNSの活用等地域課題解決に向けた取組の成果があった。	校区ごとに定期的に集まることになったというところがまず成果である。今後取り組み内容についてより具体的な内容が実現できるようにしたい。		

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	(1) 事務事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和元年度決算状況 ①総事業費 ②補助金 ③国や県からの補助金	(5-2) 平成30年度決算状況 ①②③	V. 実績 実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
6	事業委託	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	五条川親水事業	①②昭和61年度	岩倉の水辺を守る会に委託して、水辺まつりや竹林公園体験教室などのイベントを通じ、次世代を担う子どもたちに、ふるさとでの自然の恵を受け継ぎ、学びや川との付き合い方を楽しく学んでもらうこと、市民に対する意識啓発を図る。また、在来種の保護・育成と外来種の対策の推進のため、五条川のカメの生息調査を協働により実施した。	岩倉の水辺を守る会	①1,003,960円 ②1,000,000円 ③0円	①1,001,575円 ②1,000,000円 ③0円	【竹林公園(体験教室)】5/26、23名 【水辺まつり】7/28、450名 【親子魚つり教室】9/22、79名 【五条川下流遊歩道のカメの生息調査】7/14、15及び8/11、3月の調査に渡り調査を実施した。7月の調査では捕獲した44個体のうち40個体が、11月の調査では捕獲した62個体のうち53個体が、外来種であるアカカミガメであり、同時に駆除を行った。	五条川親水事業を委託している団体で、同事業の一環として実施している。イベントの運営は当該団体を中心に他の団体も交えて行われている。	協働の視点では特になし。	岩倉の水辺を守る会に委託して、子どもたちが楽しみながら学べるイベントが実施できている。岩倉の水辺を守る会の協力で生息調査や外来種のカメの駆除を実施できている。在来種の保護・育成の部分において、具体的な資材の検討や実施について岩倉の水辺を守る会の協力を得る必要がある。
7	事業委託	5. 地域資源を生かした暮らし	商工農政課	勤労青少年交流事業	①不明 ②平成19年度	勤労青少年の福祉について広く市民の関心を深め、かつ勤労青少年自らが職業人、社会人としての自覚を高めるとともに、相互の親睦を図ることを目的として、ボワリング大会を実施している。	勤労青少年交流事業実行委員会	①303,945円 ②257,445円 ③0円	①336,225円 ②280,725円 ③0円	市内事業所の職員からなる実行委員会により、交流事業を実施することができた。	異業種交流の場となっている。	事業所間の若手職員による繋がりの一助となっている。	
8	事業委託	5. 地域資源を生かした暮らし	商工農政課	岩倉市観光まちづくり事業	①②平成25年度	市役所階に「岩倉市観光情報ステーション」を開設し、観光情報づくり事業を企画・開催している。	特定非営利活動法人いわくち観光振興会	①13,922,202円 ②13,305,659円 ③0円	①13,740,438円 ②12,855,904円 ③0円	年間を通じて、観光情報の発信を行い、「いわくちらランチスタンプラリー」や「いわくちdeマルシェ」や「冬の鍋フェスティバル」などのイベントを企画、開催している。年間を通じて、いわくちグッツの製作・販売を行い、いわくちと市のPRに寄与した。	市外からの集客を増やしていくことが課題である。	マルシェや冬の鍋などイベントの充実を図ることができた。	団体間の交流の場として効率的である。各分野で新しい試みがある。
9	事業委託	5. 地域資源を生かした暮らし	商工農政課	市民ふれ愛まつり事業	①②平成6年度	健康フェア、農業フェア、スポーツフェア、環境フェア、みんなの消費生活フェア、福祉フェア、イベント、商工市民まつりをひとつのイベントとして集約し、各市民団体が協働で実施している。	いわくち市民ふれ愛まつり実行委員会	①7,756,178円 ②7,756,178円 ③0円	①7,688,706円 ②7,688,706円 ③0円	11/9～10 (来場者延べ19,000人)	各市民団体の活動を知る機会として、また団体間の交流を深めることができた。	団体間の交流の場として効率的である。各分野で新しい試みがある。	団体の充実により、市民目線での花の植え付けや維持管理事業を行えている。しかし、今後の事業の継続については、考えていく必要がある。
10	事業委託	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	都市整備課	花のあるまちづくり事業	①平成8年度 ②平成13年度	市が主催する岩倉町東面に四季折々の草花を植付けた「花のあるまちづくり事業」や東阿の五葉川川畔に「緑化ウォール事業」として草花を植付けているが、市民ボランティアにより植付けや維持管理をお願している。	【フラワーバンク】 ①47,687円 ②0円 ③0円 【花のあるまちづくり】 ①4,407,721円 ②1,400,000円 ③0円 【緑化ウォール】 ①400,514円 ②390,000円 ③0円	【フラワーバンク】 ①46,732円 ②0円 ③0円 【花のあるまちづくり】 ①4,431,459円 ②1,400,000円 ③0円 【緑化ウォール】 ①430,540円 ②390,000円 ③0円	【フラワーバンク】 花苗配布5/16、10/24 (各日196株) 【花のあるまちづくり】 花のあるまちづくり ①4,431,459円 ②1,400,000円 ③0円 【緑化ウォール】 五葉川護岸2,505株	存続するためには若い世代の参加が必要であり、市にも会員を増やすような働きかけをお願いしたい。	学校の事業計画に沿った幅広い人材活用を図られるよう、今後も支援が必要。	会員の高齢化はあるが、現在は協働による市民目線での花の植え付けや維持管理事業を行えている。しかし、今後の事業の継続については、考えていく必要がある。	
11	事業委託	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	学校教育課	魅力ある学びづくり支援事業	①令和元年度	学校の主体性や独自性を大切にしながら、児童生徒や教員、地域社会にとっても魅力ある学校となるよう取り組むもの。	市内小中学校 地域人材	①3,579,502円(10講座6,000円除く) ②3,579,502円(10講座6,000円除く) ③0円	①2,910,000円(10講座8,000円除く) ②2,910,000円(10講座8,000円除く) ③0円	市内小中学校の地域人材活用状況を毎年調査すること、学校間の情報連携が図られている。	市内小中学校の地域人材活用状況を毎年調査すること、学校間の情報連携が図られている。	学校の事業計画に沿った幅広い人材活用を図られるよう、今後も支援が必要。	派遣事業の事務や会からの要請に対して幅広く支援できているが、自立した活動に向けた支援が必要。
12	事業委託	6. 市民ととも歩むまち	学校教育課	中学生海外派遣事業	①②平成9年度	派遣する生徒の面接や事前学習といった出国までの準備、派遣先への帯同、帰国後の報告会等を行っている。	岩倉市国際交流協会	①2,961,490円 ②2,961,490円 ③0円	①2,988,746円 ②2,988,746円 ③0円	【派遣先】モコア8/2～8/10(中学生14人、引率43人) 【報告会】8/28	事業の運営における実務的な支援を行う。	活動に参加する人材や時間の確保が課題である。	派遣事業の事務や会からの要請に対して幅広く支援できているが、自立した活動に向けた支援が必要。
13	事業委託	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	スポーツ振興事業	①②不明	岩倉市体育協会に委託し、スポーツ大会・教室を開催する。	岩倉市体育協会	①4,621,000円 ②3,105,218円 ③0円	①3,196,000円 ②3,114,322円 ③0円	6大会1事業(参加者1,981人)	大会・教室のより効果的な周知方法や内容を検討する必要がある。	各大会・教室を体育協会の競技団体を中心に実施できている。子どもから高齢者まで幅広い世代のスポーツ振興に寄与している。	大会・教室のより効果的な周知方法や内容を検討する必要がある。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績		VI. 協働の視点による評価			
				(1) 事業事業名	(2) 開始年度 ① 事業開始 ② 協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和元年度決算状況 ① 総事業費 ② 協働相手への支払額 ③ 国や県からの補助金	(5-2) 平成30年度決算状況 ① ② ③	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
14	事業委託	3. 豊かな心を育みながら輝くまち	生涯学習課	地域スポーツ交流事業	① 平成21年度 ② 平成22年度	岩倉スポーツクラブに委託し、だけれども気軽にできるニューズスポーツ大会を開催する。	岩倉スポーツクラブ	① 500,000円 ② 381,412円 ③ 0円	① 500,000円 ② 499,117円 ③ 0円	4大会(218人)	スポーツ推進委員によるミニテニス教室の参加者からスポーツクラブの活動に参加する人も増えてきていて、引き継ぎ、ニューズスポーツに関心をもつてもらえるようなPR方法を研究していく。	日ごろの教室、またカラーリング大会や杯、打合せ等も定期的に行い、企画運営まで積極的に取り組んで、これにより、マンネリ化することなく充実したイベントを開催している。	企画運営にあたり、スポーツクラブ内で綿密に協議していただいている。実際に開催された教室、交流会については多くの市民の参加実績がある。
15	事業委託	3. 豊かな心を育みながら輝くまち	生涯学習課	人形劇フェスティバルの開催	① 平成7年度 ② 平成7年度	9月に開催される人形劇フェスティバルに関する企画、運営を行う。	岩倉市図書館 劇上演実行委員会	① 320,000円 ② 320,000円 ③ 0円	① 320,000円 ② 320,000円 ③ 0円	9月14日(実行委員18名、ボランティア17名、来場者のべ約650名)	実行委員は手作りおもちゃコーナーの企画などの準備を行った。当日は、実行委員、職員で協力し、来場者の整理、フェスティバルの運営を行う。フェスティバル開催後、実行委員は来年度のフェスティバルに向け、人形劇の企画を決定する。	令和元年度は前年度と劇団が変わったこともあり、入場者が減ったが、広報などで工夫をして、たくさんの方が集まる催しとしてほしい。	毎年多くの来場者を集めてくれる催し物であり、交差点という場に親しんでもらうきっかけになっている。
16	事業委託	3. 豊かな心を育みながら輝くまち	生涯学習課	大型紙芝居の作成	① 平成13年度	より大勢の人に伝えることができようという大型の紙芝居等の読み聞かせの道具を作成する。	岩倉市図書館 型紙芝居等作成実行委員会	① 66,000円 ② 66,000円 ③ 0円	① 66,000円 ② 66,000円 ③ 0円	同時(木、金曜日中心)(活動者14名) 14名) 作成済みタイトル83点(中型紙芝居を含む)	学校での読み聞かせイベントなどへ、作成したものを貸出している。	子どもの読書活動の推進に貢献している。	
17	事業委託	3. 豊かな心を育みながら輝くまち	生涯学習課	民俗資料企画展等委託	① 平成10年度	市民有志による民具研究会への委託により、図書3階の民俗の整理と郷土資料等の展示、企画展の開催及び電子台帳の整備を行う。	民具研究会	① 555,892円 ② 555,892円 ③ 0円	① 598,026円 ② 598,026円 ③ 0円	「道徳・鉄道・消えた駅」2/1～11/26～28 来場者344人	民具研究会の会員の高齢化が必要である。	岩倉の歴史や民具資料等の知識が深い会員の活動により、民俗資料の整理や活用が進んでいる。	
18	事業委託	3. 豊かな心を育みながら輝くまち	生涯学習課	指定文化財保護事業(岩倉松まつり協賛、山車巡行、からくり美談)	① 平成4年度	「岩倉松まつり」の協賛事業として、3階の山車が岩倉街道を巡行するとともに、松瀬川の玉串川の上からくりに美談を行い、多くの人々の目と心を惹きつける岩倉の春の風物詩とする。	岩倉市山車保存会	① 1,641,000円 ② 1,641,000円 ③ 0円	① 1,629,526円 ② 1,629,526円 ③ 0円	【山車巡行、山車展示】平成31年3/30、31 来場者数約1,000人	岩倉市山車保存会の高齢化や会員数減少が進んでおり、今後も山車巡行を始めとして伝統文化を継承していく上で岩倉市山車保存会の活性化が不可欠である。	岩倉市山車保存会の活動により岩倉の山車文化の保存、継承が図られている。	
19	事業委託	3. 豊かな心を育みながら輝くまち	生涯学習課	岩倉市民文化祭茶接待	① 昭和52年度	芸術展審査委員会や出品者の協力を得て開催。茶接待は岩倉市民文化協会への委託により開催している。	芸術展審査委員会 岩倉市民文化協会 市民	① 4,531,412円 ② 367,412円 ③ 0円	① 4,835,462円 ② 362,122円 ③ 0円	【文化祭】11/1～11/4(出品者数3,029人、来場者数6,751人) 【茶接待】11/2来場者数341人 11/3来場者数305人	出品者の高齢化が進んでおり、出品数、来場者数ともに減少傾向にある。	文化祭のチラシを作成すること、出品者から周知のお願いが、作品出品の要がある。知の方法は検討していく必要がある。	
20	事業委託	3. 豊かな心を育みながら輝くまち	生涯学習課	市民音楽祭委託事業	① 平成9年度	音楽祭は岩倉市文化協会への委託により開催。岩倉市文化協会(岩倉市音楽連盟)及び参加団体により事業運営として実施している。	岩倉市文化協会 音楽祭出演団体	① 260,586円 ② 205,586円 ③ 0円	① 215,668円 ② 161,668円 ③ 0円	【市民音楽祭】11/3、来場者数581人(うち出演団体15団体、出演者数269人)	出演団体数の横ばいと、出演者の高齢化も進んでいて、新規団体の呼び込みのための周知方法を検討していく必要がある。	昨年度に引き続き舞台設置業者を1人多く配置した結果、出演団体の負担軽減に繋がった。	
21	事業共催	2. 自然と調和した安全で輝くまち	協働安全課	自主防災会訓練支援	① 平成25年度	自主防災会の地域合同防災訓練で、地域住民主体の自主的防災訓練に市職員も参加し連携して危機管理体制を充実させている。	自主防災会	① 訓練用消耗品等 ② 0円 ③ 0円	① 訓練用消耗品等 ② 0円 ③ 0円	【地域合同防災訓練】 ・ 曾野小学校区5/26(218名) ・ 南小学校区6/9(雨天中止) ・ 北小学校区6/7(651名) ・ 東小学校区11/24(285名)	自主防災会によって、防災意識の差があるため、体系的に自発・自立的な活動を行うことができていないと感じている。		
22	事業共催	2. 自然と調和した安全で輝くまち	協働安全課	防犯推進事業	① 平成16年度	【犯罪撲滅啓発活動】 年2回、防犯ネットワーク会議の構成員を中心に街頭での啓発活動を実施する。 また、年末に、青色防犯パトロール出発式と江南警察署が実施する年末特別警戒を併せて開催する。 【青色回廊防犯パトロール講習会】 江南警察署が実施する講習会への参加に対する支援を行う。	防犯ネットワーク会議 地域安全パトロール隊(市、行政区、学校、警察、各種団体、事業者)	① 啓発物品等 ② 0円 ③ 0円	① 啓発物品等 ② 0円 ③ 0円	【犯罪撲滅街頭啓発活動】 8/6(約100名)、12/18(約150名) 【青色回廊防犯パトロール講習会】 8/2(58名)	新世代団体の加入や、団体内での世代交代などの活性化が必要。青色回廊防犯パトロール講習会参加者の増加が必要。	あらゆる年齢層に参加してもらえない。自主防災会を教える方法を検討してほしい。	防犯関係団体と協力しながら活動を実施できている。
23	事業共催	2. 自然と調和した安全で輝くまち	協働安全課	交通安全推進	【交通安全推進協議会】 ① 昭和56年度	【交通安全推進協議会】 交通安全街頭指導を実施するとともに、交通事故防止に関する情報提供を行う。	交通安全推進協議会	① 啓発物品等 ② 0円 ③ 0円	① 啓発物品等 ② 0円 ③ 0円	【街頭指導】 毎月1回と春を除外各季節の運動期間中に1回実施(要員数:106名) 【交通安全宣言セレモニー】 10/6開催	地域の安全を守っていくために、今後必要なた活動で	地域の安全を守っていくために、今後必要なた活動で	

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	担当部署	(1) 事務事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和元年度決算状況 ①協働相手への支払額 ②国や県からの補助金	(5-2) 平成30年度決算状況 ①②③	V. 実績 実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
24	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	協働安全課	交通安全事業	【五条川交通少年団】 ①2019年度 ②2020年度 【交通安全母の会】 ①2019年度 ②2020年度	【五条川交通少年団】 五条川小学校の児童で構成する交通安全活動を実施する。 【交通安全母の会】 市内の幼稚園の保護者で構成する母の会の活動を支援する。	五条川小学校児童及び保護者 市内幼稚園園児の保護者	①啓発物品等 ②0円 ③0円	【五条川交通少年団(団員28名、代表世話人1名、世話人5名)】 3回 【交通安全活動を実施】 【交通安全母の会(会員50名)】 街頭啓発活動11/21(会員50名)各幼稚園で交通安全教室(各幼稚園員)	各団体との意見交換や情報提供、啓発活動の充実が必要である。	児童・園児にとっても小さい頃からの交通安全についての意識を高められることが、良い活動である。	関係団体と協力しながら事業を実施できている。	
25	事業共催	1. 安心していきいきと暮らせるまち	長寿介護課	高齢者地域見守り事業	①2019年度 ②2020年度	認知症の理解を深めるため、小学校や市内の企業などに出席、認知症サポーター養成講座を実施している。 市の職員を対象に養成講座も実施している。	いわくから認知症ケアアドバイザー会	①715,356円 ②90,000円 ③90,000円 愛知県国民健康保険団連合会 国民健康保険事業助成金	【認知症サポーター養成講座】21回(受講者 522人)市内小学校ほか 【認知症に関する映画上映会、認知症講演会】7月(受講者121人)	ボランティア団体として、市民目線に立つ認知症に関する啓発活動を行っている。	認知症関係のボランティア団体として、市や関係団体と協力連携し、高齢福祉へ貢献していきたい。今後はステップアップ研修を受講する等、団体のスキルアップと活躍の場を広げていきたい。	協働体制がとられており、ケアアドバイザー会の活動も活発であり、実績も上がっている。今後も連携し、継続的な活動実施や支援方法を検討していく。	
26	事業共催	1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課	保健推進員活動支援事業(活動費、会議、研修)	①2019年度 ②2020年度	健康いわくから21(第2次)計画を推進し、市民が自ら健康づくりに取り組むことを支援するために、各行政区に委嘱された保健推進員が、地区毎に保健師と共に健康づくりに関する教室等を企画・実施している。行政区ごとに活動費交付金を交付。	保健推進員	①2,015,488円 ②活動費交付金1,954,933円(報酬なし) ③0円	28行政区に対して活動交付金を、1世帯あたり100円未滿の場合、最低基準額30,000円とする。 【会議】3回(187人) 【地区活動】356回(6,984人)(内訳) 【栄養教室】4回(66人) 【健康教室】77回(1,639人) 【施設見学】3回(64人) 【掛け掛け運動】164回(3,259人) 【健康体操】108回(1,956人) 【活動費交付金】1,954,933円	地区ごとに健康づくりが取り入れられ、自分地区に関心を持ち、積極的に健康づくりに取り組んでいる。保健推進員と地区担当保健師が協力した地区での活動が実施できている。	他地区の取り組みにも関心をもち、自分の地区にも関心を持ち、積極的に健康づくりに取り組んでいる。保健推進員と地区担当保健師が協力した地区での活動が実施できている。	地区ごとに健康づくりが取り入れられ、自分地区に関心を持ち、積極的に健康づくりに取り組んでいる。保健推進員と地区担当保健師が協力した地区での活動が実施できている。	
27	事業共催	1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課	食の健康づくり推進員活動支援事業(会議、学習会)	①2019年度 ②2020年度	健康いわくから21(第2次)計画の食生活改善を推進するため、次の形態で活動している。①市の保健事業に協力②保健推進員地区活動での普及③自主グループ活動の支援④栄養教室の開催(自主活動)⑤他団体への活動協力。	食の健康づくり推進員	①96,028円 ②0円 ③0円	【会議】2回(41人) 【研修】10回(194人) 【活動費】9回(713人) 【保健推進員地区活動講師】4回(89人) 【栄養教室】1回(18人) 【IA愛知北および野菜の広場】年4回 野菜のレシピ集500部配布 年2回(48人)IA愛知北とのコラボ事業(旬の野菜を使った料理教室)	市民全体への食育の知識の普及啓発に向けて学習や啓発活動を作成し、様々な場面で積極的に活用して啓発している。 今後、食の健康づくり推進員の養成・育成を行い、継続的に活動が展開できる体制を整えていくことが課題である。	市民全体への食育の知識の普及啓発に向けて、様々な場面で積極的に活用して啓発している。 今後、食の健康づくり推進員の養成・育成を行い、継続的に活動が展開できる体制を整えていくことが課題である。	推進員が活動をを行うために必要な知識を深めるための支援ができていない。 各種団体等への支援の活動を推進員の意見を取り入れながら広げたい。	
28	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	クリーンアップ五条川	①2019年度 ②2020年度	岩倉の水辺を守る会が主体となり、五条川の待合橋から井上橋までの河岸と川底を清掃することを、市民に対する意識啓発を図る。	市民、市民団体 行政区、企業	①0円 ②0円 ③0円	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止	-	-	-	-
29	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	CO2削減ライトダウンキャンペーン	①2019年度 ②2020年度	環境省が平成15年度から実施している「CO2削減ライトダウンキャンペーン」は、地球温暖化防止のためライトアップ施設や家庭の電気への消灯を呼びかけるもので、本市においてもその趣旨に賛同し市民参加型イベントとしてサントラブル工業芸教室及びびんキャンペーンを実施し、地球温暖化防止について広く周知している。	CO2削減ライトダウンキャンペーン実行委員会	①(消耗品費)19,780円 ②0円 ③0円	6/22実施 サントラブル工業芸教室96名 キャンペーン(雨天のため第三児童館での実施)125名	運営については市民参加の実行委員会方式で行っている。市は実行委員会の事務局として、イベントが円滑に進行するよう補佐している。	地球温暖化防止の啓蒙に役立っているため、今後も協力していきたい。	実行委員会方式により市民の視点でイベント内容・運営の企画や改善がなされている。	

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	(1) 事務事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和元年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	(5-2) 平成30年度決算状況 ①②③	V. 実績 実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
30	事業共催	2. 自然と調和した安全で力あるおおいのまち	環境保全課	緑のカーテン事業	①平成21年度 ②協働開始	夏のエアコン等の使用電力の抑制や環境学習としての効果を図るため、ツル性の植物（ゴーヤ）を窓を覆うように繁殖させ遮光や断熱の効果を持たせる。緑のカバーシートとして、市役所や保育園等、市の公共施設にて実施している。また、緑のカーテンを広く展開していくことを目的に、「緑のカーテンコンテスト」を実施（コンテスト参加者を広げることとを目的にゴーヤ苗276苗を無料配布（コンテストに参加することが条件）もしている。）し、および、最優秀賞については、環境フェア会場にて表彰式を実施している。	市民、岩倉市婦人会	①（消耗品費） 200,366円 ②0円 ③0円	①（消耗品費） 199,748円 ②0円 ③0円	【公共施設苗補付】 5/16、17（岩倉市婦人会設置箇所：児童館及び保育園13か所） 【ゴーヤ無料配布】 5/19市役所、5/20、21、22 elementary プラザ（配布者：市民、事業所合わせ39組） 【緑のカーテンコンテスト】 表彰式11/9 応募者：23組（うち1名最優秀賞、5名優秀賞）	児童館や保育園への緑のカーテンの設置を岩倉市婦人会の協力を得て行っている。コンテストへはゴーヤ苗の配布が外からも応募をいただいた。	児童館や保育園への設置は、利用者子どもも楽しんでくれて、環境学習に役立てられているため、自分たちとしても協力していきたい（岩倉市婦人会）。部室の中からのグリーンカーテンを見ての通り効果、目的の達成にかなっている。室内機が白陰になるのしで断電効果もなっていると思います。キレイです。近所の方々にお声をかけて頂きありがとうございました。（コンテストに応募した市民）。	緑のカーテンを市民に広く展開していく方策が必要である。
31	事業共催	2. 自然と調和した安全で力あるおおいのまち	環境保全課	自然生態園施設管理事業	①平成8年度 ②協働開始	岩倉ナチュラリストクラブに協力いただき、どろんこ遊び等のイベントを行い、親子で自然と触れ合う貴重な機会の提供に努めている。	岩倉ナチュラリストクラブ	①（消耗品費） 20,714円 ②0円 ③0円	①（消耗品費） 34,946円 ②0円 ③0円	【ジョウブとよモギの配布】 5/3～5（3日間）63名 【ザリガニ釣り大会】 7/13（83名） 【夜の観音会】 7/20（94名） 【熊本つくり体験教室】 8/17（25名） 【カエルとふれあおう】 9/7（42名） 【とんぼ池であそぼう】 10/20（133名） 【どんぐり工作体験】 12/1（17名）	市と共催することで、広報等でイベントの周知ができる。	生物多様性の保全や環境保全をテーマにした魅力のあるイベント等が実施でき、実施する必要がある。	
32	事業共催	2. 自然と調和した安全で力あるおおいのまち	環境保全課	環境フェア	①平成3年度 ②協働開始	市民団体・事業者・市の環境に関する取組の公表の場であり、それにより環境啓蒙を図り、循環型社会構築を目指す。	市民 環境フェア実行委員会	①640,752円 ②0円 ③0円	①648,370円 ②0円 ③0円	運営については市民参加の実行委員会方式にて行っている。市は実行委員会事務局として、イベントが円滑に進行するよう補助している。	学生ボランティアの参加を促す必要がある。	大人から子どもまで楽しみながら環境について学べるイベント等が実施できている。	
33	事業共催	2. 自然と調和した安全で力あるおおいのまち	環境保全課	クリーンアップ クワイア	①平成12年度 ②協働開始 以前	地域の環境美化活動を行い、ごみの減量化と資源化の啓蒙を図る。	市民、市民団体 環境フェア実行委員会	①（消耗品費） 213,494円 ②0円 ③0円	①（消耗品費） 153,481円 ②0円 ③0円	10/15～11/19 196団体（延べ7,290人） 市内一斉実施日：10/26 ごみや資源の回収量5,410kg	参加する市民の人数を増やしながら環境について学べる必要がある。	参加者が子どもまで楽しみながら環境について学べる必要がある。	
34	事業共催	2. 自然と調和した安全で力あるおおいのまち	環境保全課	五条川水生生物調査	①不明 ②平成10年度	岩倉ナチュラリストクラブに講師を依頼し、五条川小学校の5年生を対象として水生生物調査を行っている。	五条川小学校・岩倉ナチュラリストクラブ	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	五条川小学校が実施を企画し、市を通じて岩倉ナチュラリストクラブへ講師を依頼するもの。調査に関する指導や生き物に関する話の内容はお任せしている。	岩倉ナチュラリストクラブの協力で、五条川小学校の伝統を継承できていることは喜ばしい（五条川小学校）。	岩倉ナチュラリストクラブから以前は複数人参加していたが、最近、講師の補佐をする人の参加がなかったため、講師一人だけでは児童の層間に広げられなかったことが多くなった。過去の調査結果を団体・五条川小学校・環境保全課とともに保有し、今後の環境保全活動に役立てられるようにしていきたい。	
35	事業共催	5. 地域資源を生かした活カあふれるまち	商工農政課	市民農園運営事業	①平成5年度 ②協働開始	市が農地を借りて、各小学校区5つに市民農園として場所を整備。運営自体は、各市民農園毎に運営協議会を設置して運営している。	市民による運営協議会	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	市内に5箇所設置 区画数は165区画 (うち21区画が空き)	協議会の役員の手が不足している。空き区画が目立つ農園がある。	協議会の役員と協力しながら運営ができた。	
36	事業共催	5. 地域資源を生かした活カあふれるまち	商工農政課	稲作り農業体験	①平成19年度 ②協働開始	市内の農家を講師に迎え市民に田植えから稲刈りまでを手作業で体験してもらう。	市内農家 愛知北農業協同組合	①80,000円 ②80,000円 ③0円	①80,000円 ②80,000円 ③0円	田植えから稲刈りまで農作業全般について丁寧に指導していただくことができた。	講師より締めたい旨の意向が出されている。	田植えから稲刈りまで農作業全般について丁寧に指導していただくことができた。	
37	事業共催	5. 地域資源を生かした活カあふれるまち	商工農政課	農業体験塾	①平成19年度 ②協働開始	農地を借り農業に興味を持つ人等に対し農家等から指導を受ける機会をもちながら収穫までを行う。	市内農家等	①144,000円 ②144,000円 ③0円	①247,696円 ②247,696円 ③0円	講師の指導を受けながら多目的の野菜の栽培に取り組んだ。新たに受講生2名が確保されたため、新たに受講生の長い塾生2名に新たに講師を依頼した。	塾生の減少が続いている。塾生の減少が懸念されている。塾生の固定化。	市内農家を講師として招き、農地の遊休化防止に役立てられている。	

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業			V. 実績			VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事務事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和元年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	(5-2) 平成30年度決算状況 ①②③	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見
38	事業共催	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	野菜の広場事業	①②平成7年度 ①事業開始 ②協働開始	市内の農家のグループが毎週水・土曜日に岩倉駅東西地下連絡道で新鮮な野菜の即売を行っている。	市内農産物生産者	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	原則 毎週水・土曜日開催し、野菜等を販売。会員数は5名。	生産者の高齢化に伴い、会員の減少及び高齢化が深刻であるため、市と解決策を協議していきたい。	会員の減少に伴い、広場の運営にかかる会員の負担が増している。
39	事業共催	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	食育推進事業	①②昭和57年度 ①事業開始 ②協働開始	消費生活講座等での料理教室の開催。 安心・安全な地元野菜の品質向上や、農業関係のための農業フェアを実施。 市立保育園(6園) でバケツを使っ	消費生活モニター 農業フェア運営協議会 愛知北農業協同組合	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	【農業フェア】11/10、11/12/4、16(計31名) 【バケツ語】5月下旬～12月中旬	食育については、健康都市宣言をはじめ、市の数々の方針や計画に組み込まれているので、それぞれ統一性を持たせたい。	担当課間での連絡を密にし、ながら取り組みを進める必要がある。
40	事業共催	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	岩倉駅前夜市事業	①②平成22年度 ①事業開始 ②協働開始	岩倉駅前トラ市実行委員会が中心となり、8月に駅前夜市を開催している。	岩倉駅前トラ市実行委員会 特定非営利活動法人いわくら福光興会 岩倉市商工会	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	8/16、17の「いわくら夏まつり市民おどり」に併せて開催。	消費者、生産者、加工業者が相互の交流を深めることが参加できる実行委員が減少している。	市内事業者と消費者とのマッチングの場として、その後の来店舗への集客に繋がる事業の運営方法等の見直しが必要。
41	事業共催	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	消費生活フェア関係事務	①②昭和53年度 ①事業開始 ②協働開始	市内の3つの消費生活センターが連携し、安全安心な消費生活と環境にやさしい暮らしづくりの普及を行っている。	消費生活モニター 岩倉市婦人会 岩倉市地自治会生活部	①315,575円 ②おれ愛まつり実行委員会からの委託料 ③315,575円 ④0円	①311,225円 ②おれ愛まつり実行委員会からの委託料 ③311,225円 ④0円	11/9、10(来場者：延～2,253人) 新成人の実行委員(15人、参加者数396人)	消費者団体間の交流を深めることができた。	市民自らの企画、機軸で催しを実施できている。
42	事業共催	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	成人式事業	①②平成13年度 ①事業開始 ②協働開始	新成人によって構成される実行委員会により、新成人のつどいの企画、運営を行う。	新成人のつどい実行委員会	①946,619円 ②434,034円 ③0円	①956,646円 ②462,286円 ③0円	中学校からの推薦者を中心に実行委員を募り、田舎に会議を進めることができた。	毎年実行委員の自由発想により企画・運営がなされている。互いの成長を確信しあえる場となっており充実したイベント内容となっている。	
43	事業共催	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	シニア大学	①②平成21年度 ①事業開始 ②協働開始	60歳以上を対象とする生涯学習講座で教養学部・健康学部・社会学部の3学部からなる。市民からなる委員が企画をする。	シニア大学企画委員	①生涯学習センター管理料から講師謝礼等 ②30,000円 ③0円	①生涯学習センター指定管理料 ②30,000円 ③0円	年間を通して教養学部・健康学部・社会学部をそれぞれ9回ずつ開催するとともに、2学部合同講座を1回開催。(全28回・受講者数延～1,892人)	企画委員が高齢化しており、企画委員を募集するが、難し手がいけないのが懸念事項となっている。	
44	事業共催	1. 安心して暮らせるまち	子育て支援課	中高生世代の居場所づくり事業	①②平成24年度 ①事業開始 ②協働開始	子どもも行動計画に基づき、地域交流センターおよび児童館を中心に中高生世代の居場所づくりを推進する。 【プロジェクト】 行事の企画・進行を岩倉総合高校美術部生徒が行う。制作の楽しさを体験してもらおうと共に高校生と小学生の交流を図る。 【親子ハッピータイム】 岩倉総合高等学校の子どもの発達と保育の授業を専攻している生徒との連携を実施。今年度から名称を変更した。実践することで幼児の発達をより深く理解することができ	愛知県立岩倉総合高校	①(児童館総務費・児童館運営費) 消費品費 10,000円 ②0円 ③0円	①(児童館総務費・児童館運営費) 消費品費 10,000円 ②0円 ③0円	生徒自身が企画・運営し、成果を上げることで達成感と同時に自己肯定感を高めている。	親戚ながら岩倉市在住の生徒がほとんどいない。「児童館」を知ってもらいたい機会となり、親戚のつながりも強固なものになった。	
45	補助・助成	2. 自然と調和した安全で暮らせるまち	協働安全課	防災対策用備品等整備補助事業	①②平成23年度 ①事業開始 ②協働開始	災害時に地域住民の安全を確保するため、必要とする備品の購入を補助金として交付している。	自主防災会	①944,000円 ②944,000円 ③0円	①708,000円 ②708,000円 ③0円	【防災対策用備品等整備費補助金】 12防災会14件 (計944,000円)	補助金の申請が複雑で簡略化してほしい。	自主防災会によって、防災意識の差があるため、主体的に自発・自立的な活動を心がけてほしいと感じる。
46	補助・助成	6. 市民とともに歩むまち	協働安全課	市民活動助成事業	①②平成24年度 ①事業開始 ②協働開始	まちづくりや地域課題を解決する事業に取り組む団体に対し、対案経費の一部を助成している。はじめのコース、ステップアップコース、イベントコースの3種類がある。	市民活動団体	①728,000円 (審査会委員謝礼95,000円) ②助成金総額428,000円 ・はじめのコース ・はじめてのステップアップコース (10団体) 588,000円 ・イベントコース (10団体) 28,000円 ③0円	①523,000円 (審査会委員謝礼95,000円) ②助成金総額428,000円 ・はじめのコース (2団体) 100,000円 ・ステップアップコース (10団体) 328,000円 ③0円	令和2年2月2日 企画提案発表会	財政的な支援などとはならず、会場確保や広報活動、行事開催や準備等において、更なる支援を期待する。	事前の事業計画の検討(イベント開催スケジュールや備前)が十分でない事業があるため、無理なく確実性の高い計画を立てることができるよう支援が必要である。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	(1) 事務事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和元年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	(5-2) 平成30年度決算状況 ①②③	V. 実績		VI. 協働の視点による評価	
										(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価	(1) 成果・課題・要点
47	補助・助成	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働安全課	区育成補助金事業	①昭和15年度 ②協働開始	行政区(30区)に対し、区の運営に関する経費の一部を補助している。	行政区	①3,623,400円 ②3,623,400円 ③0円	①3,554,450円 ②3,554,450円 区育成補助金 ③0円	21,956世帯、33事業 (各区に対して1世帯あたり150円、区の親睦事業1事業あたり10,000円を補助)	役員のなり手不足や未加入者対策など、先進事例の提供といった運営の裏務に対しての支援が求められる。	行政区によって親睦事業の趣に差が出るものが考えられるので、事業の調査をし公平性を保つ必要がある。行政区に積極的に加入してもらえらるよう魅力的な事業を実施してもらえらるようさらに支援が必要である。	
48	補助・助成	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働安全課	国際交流事業補助事業	①平成5年度 ②協働開始	「日本語ひろば」や「外国人健康相談・法律相談」、「料理教室」(国際交流セミナー)など国際交流関係事業を実施する団体に対し補助をしている。団体の関係する事業に国際交流員とともに企画から参加するなどの支援やイベント等の周知を行っている。	岩倉市国際交流協会	①1,356,683円 ②520,000円 ③0円	①1,193,744円 ②520,000円 ③0円	【国際交流セミナー】110人 【モンゴル留学受入事業】多数参加 【東小夢くらぶ交流支援】多数参加 【ホームステイ】ゲスト3人 【ホストファミリー】3家庭 【各種イベント】世界のお惣菜、国際交流フェスティバル愛まつり 【日本語ひろば】延べ682人 【英語しゃべらべらう会】延べ158人	国際交流協会の事業に国際交流員と共に参加し、市民レベルでの国際交流を進めたいことができた。今後、協会の主催するイベントへの参加者が増えるよう支援する。	各種イベントの周知を始め、モンゴルの学生との交流を深められたことと、新たな国際交流員と事業を協働して力を出せたことが良かった。	国際交流協会は団体として自立しており、事業を実施するに当たっても十分な体制が整っており、行政の支援、事業補助としては十分である。
49	補助・助成	1. 安心して暮らすためのまち	長寿介護課	老人クラブ補助金	①平成16年度 ②協働開始	老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主組織で、自らの生活を豊かにする楽しい活動や地域を豊かにする社会活動に取り組んでいる。岩倉市老人クラブ連合会への補助金により、介護予防事業・健康づくり事業として健康づくり勉強会、文化館活動、運動会等のイベントの開催、地域貢献として公園清掃活動等を行い、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりに寄与した。	岩倉市老人クラブ連合会	①8,233,858円 ②4,351,000円 ③1,091,000円	①7,137,049円 ②4,434,000円 ③1,109,000円	①老人クラブ介護予防・健康づくり事業 30回 1,636人 ②老人クラブ文化部 185回 2,212人 ③老人クラブ会議等 14回 434人 ④南階老人憩の家 22回 349人 ⑤老人クラブ介護予防・健康づくり事業 7回 1,676人 ⑥老人クラブ文化部 10/22-402人 【地域貢献活動等】福祉施設訪問1回 公園清掃 2回 戸別ゆうあい訪問等(すこやかタカシマセンターチケット申請代行)	高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりに寄与した。高齢者の目標で地域活動やイベントの開催を行っている。会員数が増えているのを課題。	市や関係機関と連携協力体制がとられている。今後とも会員相互の生きがいづくりに、仲間づくりに取り組んで高齢社会の一端を担っていく。市の事業意図の協力をしている。	高齢者人口が増加しているため、活動についても見直し、事業内内容も若い世代との交流や協力関係を構築していく。ような取組があるとよい。
50	補助・助成	2. 自然と調和した安全で暮らしやすいまち	環境保全課	分別収集、古紙と古着の日	①昭和15年度 ②協働開始	家庭から排出される資源物(古紙・古着類)等を、行政区の協力のもと分別回収集積庫にて収集し、市により適正な処理を行う。	市民行政区	①10,245,744円 ②1,785,600円 ③0円	①10,148,438円 ②1,765,900円 ③0円	毎月7回、各地区ごとに決められた場所で行実施。968tの資源を回収した。	行政区の協力のもと、資源物の推進が実施できているため、今後も継続している。	協働の視点では特になし。	
51	補助・助成	2. 自然と調和した安全で暮らしやすいまち	環境保全課	地域ねこ遊覧・去勢手術補助金	①平成22年度 ②協働開始	市内に生息する飼い主のいないねこ(地域ねこ)の不必要な繁殖、周囲に対する迷惑の未然防止及び人と地域ねこが共生しながら市民の快適な生活環境の確保を図るため、地域ねこの遊覧・去勢手術に必要とする費用の一部を、岩倉市の会に対して補助する。 【補助額】オス猫去勢 1頭あたり 1,500円 メス猫去勢 1頭あたり 3,000円	岩倉市の会	①225,000円 ②87,000円 ③0円	①225,000円 ②138,000円 ③0円	オス猫去勢 14頭×1,500円＝21,000円 メス猫去勢 22頭×3,000円＝66,000円	岩倉市の会と月に1度会議を実施し、地域ねこの繁殖抑制について検討している。地域ねこの正確な数を把握することには難しいが、猫の会と連携して遊覧・去勢を続けることで、不必要な繁殖の増加を抑えることができている。	事業の継続により、少しずつではあるが、不必要な繁殖を抑えることができている。猫の会の負担を減らすため、補助金を増額してほしい。	猫は繁殖力が大変高いので、去勢を取り組んでいくことが重要である。令和2年度は補助額の増額があり、オス猫去勢1頭あたり6,500円、メス猫去勢1頭あたり8,000円とより、会の負担が減ることを期待している。
52	補助・助成	4. 快適で力あるまち	都市整備課	岩倉駅東地区再開発推進事業	①平成8年度 ②協働開始	都市計画道路沿線通線の事業を受け、今後、整備が望まれる都市計画道路江崎南岩倉線の整備を見据え、岩倉駅東地区のまちの将来像を検討するワークショップを実施している。	岩倉駅東地区再開発協議会	①426,291円 ②300,000円 ③0円	①344,912円 ②300,000円 ③0円	【研究費】2/5 【会議費】5/29,6/16,1/10 【勉強会】1/17,2/28	駅東地区の将来像に対する研究ができたが、役員の高齢化が進んでいる。	駅東地区の将来像に対する研究ができたが、役員の高齢化が進んでいる。	勉強会では、駅東地区の将来像を見直し、市に実現のための要望を行うだけでなく、民間の力を借りるなど、不足している部分をどう補うかについて検討する必要がある。市としても他の事業と比較検討し、事業の優先度を定める必要がある。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績			VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事業事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和元年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	(5-2) 平成30年度決算状況 ①②③	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
53	補助・助成	3. 豊かな心を育みながらたくましく	生涯学習課	スポーツ指導者養成事業	①平成13年度 ②平成14年度	初心者が取り組みやすいニュースポーツの指導者や、スポーツ少年団の指導者の質を高めるために補助事業を行っている。	岩倉市体育協会 岩倉スポーツクラブ	①100,000円 ②15,080円 ③0円	①100,000円 ②34,160円 ③0円	スポーツ指導者養成補助者4人 リーダー指導員養成研修会 参加費補助者 1人	市民の求めている取り組みや新しいニュースポーツを研究し安全に安心して運動に取り組むための取り組み、指導者などの確保に努めていく。	スポーツを安全に行う上で指導者を確保することの重要性は高く、今後も継続して事業を行う必要がある。	
54	補助・助成	1. 安心して暮らすために	子育て支援課	子ども会育成事業	①昭和54年度 ②平成23年度	岩倉市子ども会連絡協議会および単位子ども会の運営事務や活動補助を行っている。	岩倉市子ども会連絡協議会 単位子ども会	①子ども会育成費 1,403,950円 ①394,350円 ③0円	①子ども会育成費 1,403,000円 ②1,400,950円 ③0円	年次よりリーダー講習会 4回 各種行事 役員研修会	子どもの健全育成、地域での児童集団の育成を目的に結成されて以来、事務局として支援してもらっている。	役員が豊かな人脈を駆使して多様な取り組みがなされている。自発的、自主的、協働がさらに増えるよう協力していく。	
55	事業協力	6. 市民とともに暮らすために	秘書企画課	広報モニター事業	①平成23年度	広報モニター要綱に基づき委嘱された委員により地域の身近な話題等の情報提供及び取材協力が行われている。また、広報モニターから広報紙に対する意見を随時述べてもらい、広報紙の作成及び情報発信に反映している。	広報モニター	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	4人に委嘱(謝礼なし)「フォトニュース」14件、 「ニュース」7件の記事や写真等の提供があった。	地域の身近な行事や風景を多くの人に紹介することで、広報紙の質が向上し、市民の関心が高まる。また、次回の取材の励みになる。	担当者が直接説明することや、パンフレットなども伝えることができるので、制度や計画についても理解を深めていく。	
56	事業協力	6. 市民とともに暮らすために	秘書企画課	まちづくり出前講座	①平成20年度	市民等からの申出により行政の情報提供している。	市民等	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	【災害に備えて】12人 (R1.9.17) 【ふれ愛タクシーについて】50人 (R1.10.20) 【学校給食センターについて】24人 (R1.10.23) 【ごみに学ぶ】10人 (R1.11.27) 【学校給食センターについて】11人 (R1.12.3) 【学校給食センターについて】14人 (R1.12.9,10) 【市民意向調査の結果について】15人 (R2.1.21) ～合計136人～	団体の主たる活動の1つとして重要な事業である。また、音訳技術の研鑽にもなる。	情報格差の解消に向けて取り組んでいる。また、音訳技術の研鑽にもなる。	
57	事業協力	6. 市民とともに暮らすために	秘書企画課	広報いわくらくら音楽事業	①不明 ②平成13年度	市の広報紙を音楽し、目的の自由な人に提供している。	音楽の会あめんぼ	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	視聴者数6人に郵送で提供、また、ホームページでも視聴が可能。	情報格差の解消に向けて取り組んでいる。また、音訳技術の研鑽にもなる。	情報格差の解消に向けて取り組んでいる。また、音訳技術の研鑽にもなる。	
58	事業協力	6. 市民とともに暮らすために	秘書企画課	広報紙発行事業	①昭和39年度 ②不明	「協働のまちづくりコーナー」で市民活動団体の情報を提供している。特集等ではできている。市民活動団体が登録したり、関連情報を掲載するようになっている。	市民活動団体等	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	特集等では、各団体の活動を写真付きで紹介することや、イメージしてもらいやすくなった。また協働のまちづくりコーナーで団体イベントの周知をすることで、参加者の増につながっている。	市民活動に興味が無かった人に接点を作ることに繋がっている。	市民活動に興味が無かった人に接点を作ることに繋がっている。	
59	事業協力	6. 市民とともに暮らすために	協働安全課	男女共同参画セミナー(生涯学習講座)	①平成12年度	男女共同参画の普及・啓蒙を目的とした生涯学習講座で、市民による企画委員が企画運営をする。	男女共同参画セミナー企画委員	①生涯学習センター管理料 ②0円 ③0円	①生涯学習センター管理料 ②0円 ③0円	全4回に渡り、講座を開催した。定員数を超過した。上質なくらいの講座(全4回)10/9 (36名)、10/16 (37名)、10/30 (33名)、11/13 (33名)	市民が有志で集まり決めた講座が毎回好評であった。今回はテーマを大きくし、若い世代の方にも受けやすいようにすることができた。	市民が有志で集まり決めた講座が毎回好評であった。今回はテーマを大きくし、若い世代の方にも受けやすいようにすることができた。	
60	事業協力	1. 安心して暮らすために	福祉課	障害者社会参加周知事務	①②不明	スポーツに親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会が主催するスポーツフェスティバルの協力を、PRしている。また、夢コンサートを実行委員会により開催している。	岩倉市社会福祉協議会	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	【スポーツフェスティバル】61(障害者40人、ボランティア89人) 【夢コンサート】12/7 (障害者98人、ボランティア53人)	社会福祉協議会によるボランティアの確保はできており、参加者も増えてきている。市としての実行委員会への参加の他、後援名義も行うことができている。	社会福祉協議会によるボランティアの確保はできており、参加者も増えてきている。市としての実行委員会への参加の他、後援名義も行うことができている。	
61	事業協力	1. 安心して暮らすために	福祉課	赤ちゃん訪問事業	①平成21年度	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で安心して子育てができるように、子育てに関する様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供を行う。	民生委員・児童委員	①2,999,500円 ②75,000円(謝礼) ③1,800,000円	①3,083,802円 ②75,000円(謝礼) ③1,800,000円	地域の民生委員・児童委員の訪問によることで、子育てに関する不安を軽減することや子育てに関する必要十分な情報を提供することができ、地域間のつながりを推し進めることができている。	赤ちゃんが生まれた家庭を訪問することにより、民生委員・児童委員の御年や地域の住民との交流が図ることができている。	民生委員・児童委員が積極的に取り組み、実施してきている。	

No.	協働の形態	総合計画の章	担当部署	IV. 協働事業			V. 実績			VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事務事業名	(2) 開始年度 ① 事業開始 ② 協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和元年度決算状況 ① 総事業費 ② 協働相手への支払額 ③ 国や県からの補助金	(5-2) 平成30年度決算状況 ① ② ③	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見
62	事業協力	健康課 1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課 * 実施主体は民生委員	子育て支援	① 平成15年度 ② 令和元年度で終了	民生委員・児童委員が行う子育て支援活動への支援。(健康教育や育児相談)	民生委員・児童委員	① 0円 ② 0円 ③ 0円	① 0円 ② 200円 ③ 300円	【民生委員児童委員】(下支会) 6/28・11/22・2/28 3回(39組)	地域での子育て世代の親が交流できる場となつていく。母親の状況を知り不安な母親や育児支援ができていく。	地域において役割を分担した育児支援ができていく。
63	事業協力	健康課 1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課 * 実施主体は福祉課	赤ちゃん訪問事業支援	① 平成21年度 ② 平成28年度	民生委員・児童委員が行う赤ちゃん訪問において、重層的な相談があった場合等の助言を行う。	民生委員・児童委員	① 0円 ② 0円 ③ 0円	① 0円 ② 200円 ③ 300円	赤ちゃん訪問運営会議参加5回 福祉課から照会があった事例に関して情報提供を実施 47件	地域の民生委員児童委員の訪問により、子育てに関する不安を軽減することや子育てに関する必要情報を提供することができる。地域間のつながりが推進することができた。	地域において役割を分担した育児支援ができていく。
64	事業協力	健康課 1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課 * 実施主体は生涯学習課	これからはじめられる離乳食教室での読み聞かせ	① ② 平成26年度	市が企画する離乳食教室で、ボランティアによる絵本の読み聞かせを支援。図書館職員が図書館外利用券を交付。	子育てボランティア	① 0円 ② 0円 ③ 0円	① 0円 ② 200円 ③ 300円	年11回(156人) 3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	ブックスタートに通じた対象者に支援する場を得ている。絵本の読み聞かせを通して母親に絵本の発達の重要性を伝え、赤ちゃんの心の発達を支援することができた。	団体と協力して育児支援ができていく。
65	事業協力	健康課 1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課 * 実施主体は生涯学習課	4か月児健康診察	① ② 平成20年度	4か月児健康診察において、子育てネットワークが子育ての悩みを解決し、子育てを支援する。	子育てネットワーク ワーカークラス	① 0円 ② 0円 ③ 0円	① 0円 ② 200円 ③ 300円	年22回(389人) 3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	健康診察の場を担い、子育ての悩みを解決し、子育てのサポートの場となっている。	団体と協力して育児支援ができていく。
66	事業協力	健康課 1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課	健康マイレージ事業	① ② 平成21年度	健康いっしょら21(第2次)計画を推進し、市民自ら健康づくりに取り組む事業を支援するため、地域の関係団体・学校・企業等と連携し、健康教育を実施。 IA愛知北「健康宣言」後には、「健康宣言」として新たに周知し、健康教育を実施。	老人クラブ シルバー人材センター 商工会 IA愛知北 総務課 市民団体	① 0円 ② 200円 ③ 300円	① 0円 ② 200円 ③ 300円	【老人クラブ】(連合会) 4回 【民生委員児童委員】(下支会・団地支会・上支会・西支会) 18回 【シルバー人材センター】1回(16人) 【商工会】3回(98人) 【IA愛知北】2回(48人) 【総合体育文化センター】4回(134人) 【その他の市民団体】11回(332人)	・他機関と連携して健康教育を実施したことで、市民も健康づくりに取り組むようになった。健康情報発信することができた。 ・無関心層に健康情報を発信する場をさらに広げることが今後の課題である。	各種団体では今後も健康づくりの取組を取り入れた事業の実施を希望しており、連携し、健康づくりの取組が広がっている。
67	事業協力	健康課 1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課	健康マイレージ事業	① ② 平成26年度	健康づくりに継続的に取り組むことと健康診察を受けること、市内の公衆衛生施設等を利用し、健康づくりを推進する。健康マイレージ事業を推進する。	市内協力店舗 市内公衆施設	① 85,536円 ② 200円 ③ 300円	① 77,760円 ② 200円 ③ 300円	市内の協力店舗は減少している。健康マイレージ事業の推進が減少しているため、健康マイレージ事業の推進が減少している。健康マイレージ事業の推進が減少している。	登録店舗には、市民が健康づくりに取り組むことができる。健康マイレージ事業の推進が減少している。健康マイレージ事業の推進が減少している。	市民にとっても、健康づくりに取り組むことと、協力店舗のサービスも受けられることとなっている。健康マイレージ事業の推進が減少している。健康マイレージ事業の推進が減少している。
68	事業協力	自然と調和した安全で暮らしやすいまち	環境保全課	フラワーサイクル事業	① ② 平成24年度	市民モニターによる生ごみのほかしあを稲藁ハウスにて堆肥化し、それにより花苗づくりを行う。できた花苗を市民モニターに譲渡する。	市民モニター わくわく会	① 0円 ② 200円 ③ 300円	① 0円 ② 200円 ③ 300円	毎月4金曜日に実施。40名程度の市民モニターが生ごみを持ち寄り堆肥化を行った。	市内の協力店舗は減少している。健康マイレージ事業の推進が減少している。健康マイレージ事業の推進が減少している。	市民団体と今後の方向性等について協議する必要がある。
69	事業協力	自然と調和した安全で暮らしやすいまち	環境保全課	アダプトプログラム事業	① ② 平成19年度	身近な公園、道路等の公共施設の美化、清掃と合わせて、市民や事業者等が里親となつてボランティアで管理するアダプトプログラム(里親制度)を実施し、居住環境及び都市環境美化に対する市民意識の高揚を図る。	登録団体(市民・事業者)	① (消耗品費) 48,772円 ② 200円 ③ 300円	① (消耗品費) 137,678円 ② 200円 ③ 300円	【アダプトプログラムの日】5/30(67人参加) 【アダプトプログラム登録団体・人数】2,500名 (年度末: 50団体・2,295人) 【アダプトプログラム団体懇談会】4/19(32人参加)	登録団体等でもグループの取組が減少している。健康マイレージ事業の推進が減少している。健康マイレージ事業の推進が減少している。	登録団体等のいない又は少ない地域で登録してもらおう工夫を考える必要がある。
70	事業協力	地域資源を生かした暮らしやすいまち	商工農政課	桜管理事業	① 不明 ② 平成19年度	手の届く範囲の支障や開引き・ひこはえの剪定。また、桜の腐食を進行させると言われているペシコワダケの処理や、市で購入した苗木を打ち込む肥料(グリーンマイル)を打ち込む。施肥作業も協働で実施している。	岩倉五条川桜並木保存会	① 614,660円(肥料購入費用) ② 47,224円(消耗品費) ③ 0円	① 599,616円(肥料購入費用) ② 200円 ③ 300円	市で購入した苗木専用肥料(グリーンマイル)2,500本を打ち込む。また、腐朽枝などの剪定枝の剪定、ペシコワダケ対策を合計7回実施。	桜の老朽化による後継木の管理に努めることと、育成や密着状態の桜の間引きも必要。今後継続的に取り組む必要がある。	年間を通し計画的な桜の管理に努めることと、育成や密着状態の桜の間引きも必要。今後継続的に取り組む必要がある。





## II 協働の推進に関する検証

### (2) 市民自治活動への支援

#### 1 条例の規定と現状について

地域団体や市民活動団体による市民自治活動に対して、自主性や自立性を尊重しながら、財政支援や情報提供、中間支援組織の設置、人材の発掘及び育成などについて支援しています。

第 22 条	地域団体や市民活動団体に対する財政的支援及び情報提供
第 23 条	中間支援組織の設置
第 24 条	協働によるまちづくりを担う人材の発掘及び育成

#### (1) 地域団体の活動の支援

地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通してつながりを持って活動を行う組織を地域団体と呼んでいます。

##### ア 行政区

市内には 30 の行政区があり、その代表による区長会を組織しています。執行機関は、区長会を通じて各課からの依頼事項を地域に伝達し実施してもらうとともに、要望書を受け取り、要望事項に対する措置を実施しています。

	令和元年度	平成 30 年度
区長会	年 3 回 (4 月、8 月、1 月)	年 3 回 (4 月、8 月、1 月)
要望書の数	160 件	151 件
区育成補助金	3,623,400 円 (21,956 世帯/1 世帯あたり 150 円、33 事業/1 事業 あたり 10,000 円以内)	3,554,450 円 (21,563 世帯/1 世帯あたり 150 円、32 事業/1 事業 あたり 10,000 円以内)
区掲示板設置費補助金	3 件 269,000 円 (総事業費の 1/3 以内)	0 件 (総事業費の 1/3 以内)
区公会堂建設費等補助金	5 件 1,326,000 円 (新設 1/3 以内、修繕 1/2 以内、備品購入 1/3 以内)	4 件 3,399,000 円 (新設 1/3 以内、修繕 1/2 以内、備品購入 1/3 以内)
防犯設備整備費等補助金	0 件 (総事業費の 1/2 以内)	0 件 (総事業費の 1/2 以内)
消防施設整備費補助金	10 件 799,600 円 (総事業費の 2/3 以内)	8 件 699,600 円 (総事業費の 2/3 以内)
防災対策用備品等整備費補助金	14 件 944,000 円 (補助対象品目により事業費の 1/3~3/4 以内)	14 件 708,000 円 (補助対象品目により事業費の 1/3~3/4 以内)

##### イ 子ども会 (連合会 1、単位数 27 団体、1,383 人)

子どもたちのリーダー養成講習や各種行事、役員研修等を実施しています。執行機関から助成金を交付しています。

	令和元年度	平成 30 年度
子ども会連絡協議会運営費	285,000 円	285,000 円
子ども会事業助成金	4 事業 711,000 円	4 事業 711,000 円
単位子ども会助成金	27 団体 398,350 円	27 団体 404,950 円

ウ 老人クラブ（連合会 1、単位数 27 団体、2,712 人）

介護予防事業・健康づくり事業として健康づくり勉強会、文化部活動、運動会等のイベントの開催、地域貢献として公園清掃活動等を行い、高齢者の健康づくり、生きがいつくり、仲間づくりを実施しています。執行機関から補助金（4,351,000 円）を交付しています。

エ 婦人会（会員数 181 人）

女性の文化的な資質の向上と地域社会への寄与を目的に、奉仕活動や文化活動、赤十字奉仕団の活動などを実施しています。執行機関から補助金（299,000 円）を交付しています。

オ 地区社会福祉協議会支会（支会数 7）

支会の運営は、区・自治会役員や民生委員・児童委員が中心となり、地域の実情に応じて、住民自らが主体となる福祉活動を展開しています。

## （2）市民活動の支援

### ①支援の後ろ盾

市民協働ルールブック（平成 23 年度）、自治基本条例（平成 25 年度）、市民参加条例（平成 28 年度）及び総合計画に基づき支援を実施しています。

### ②市としての支援

協働のルールブックに定められた、事業委託、事業共催、補助・助成、後援、事業協力といった多様な形態による協働について、執行機関全体で推進しています。

令和元年度については、82 の協働事業を実施しました。（協働の取組状況シート [資料 3](#) より）

ア 市民活動支援センター（平成 22 年度～）

市民活動の拠点として、市民活動支援センターを設置し、公益的な市民活動や行政区の自治活動の支援を行っています。登録団体は、市民プラザのホールや会議室の利用料が減免され、印刷機や各種機材を利用できます。

実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用登録団体数	212	224	238	242	251
利用者数	32,887	34,941	37,385	37,597	32,802
利用件数（延べ利用件数）	2,990	2,985	3,203	3,305	2,979
情報発信件数（岩倉駅地下通路モニター放映番組数）	128	240	350	370	374

## イ 情報支援

広報紙に「協働のまちづくりコーナー」を設け、市民活動団体のイベントや団体紹介等を掲載しています。また、市役所1階に市民活動紹介コーナーを設置しています。

## ウ 市民活動助成金（平成24年度～）

地域が抱える諸課題の解決を図り、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する市民活動に対して助成金を交付することにより、団体活動の活性化、市民活動の拡充を図っています。

実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
助成団体数	12	12	14	11	12
助成金額（円）	895,000	475,000	934,000	428,000	648,000

## ③市民活動支援センターによる支援

### ア 情報支援

情報誌「かわらばん」発行のほか、市民活動に必要な情報の提供や共有を図るため情報メール便の送付に加え、ホームページ、メールマガジン、SNSでも情報発信を行っています。また、駅地下及び市役所モニターにて登録団体の紹介動画を放映しています。

ほかにも、市民活動助成金や民間助成金の相談会を随時実施しています。

## イ 交流支援

- ・登録団体全体会（平成25年度～）（平成31年1月より、「市民活動い～輪会議」に名称変更）  
登録団体の意見を聞き取組に反映させたり、行政や団体間の情報共有をしたりするなど、支援センターの機能充実を図るため全登録団体を対象とした会議を毎月開催しています。平成28年度からは、他課の職員も出席し多分野の市政情報を提供するよう努めています。
- ・65歳の集い（平成24年度～）、市民プラザまつり（平成25年度～）  
市民活動に取り組むきっかけ作りとして開催しています。また、実行委員会を組織し、市民や団体に実行委員として携わってもらい、自らイベントを運営していく仕組みを構築しています。
- ・まちづくりネットワーク（平成27年度～）  
趣味や仕事を通して得た知識や経験、特技ややる気などを社会に役立てたいと思っている人と、それを必要としている市民活動団体とをつなげるための仕組みとして運用しています。
- ・つつじ交流会（平成28年度～）  
市民活動助成金事業やまちづくりネットワークの成果報告を行い、活動の公益性や透明性を高め、市民の理解を得るための機会としています。報告会後には、懇親会を実施しています。

## 4 岩倉市自治基本条例審議会に関する資料

### (1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号）第25条第4項の規定に基づき、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岩倉市自治基本条例第25条第1項及び第2項に定める検証に関すること。
- (2) 市民自治によるまちづくりに関する基本的事項に関すること。
- (3) 岩倉市市民参加条例（平成28年岩倉市条例第2号）第25条に定める検証に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 企業の代表者
- (3) 市民活動団体の代表者
- (4) 市民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委嘱されている岩倉市自治基本条例審議会の委員は、この条例による改正後の岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例(以下「新条例」という。)に基づき委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

## (2) 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿

会長	岩崎 恭典	四日市大学学長
職務代理者	山田 育代	岩倉市自治基本条例検討委員会委員長
委員	村平 進	岩倉市自治基本条例検討委員会委員
委員	清水 誠	市内の事業者（石塚硝子株式会社）
委員	岡島 正利	市内の事業者（ミヨシ油脂株式会社名古屋工場長）
委員	内藤 元雄	市民委員（区長会長）
委員	関戸 康二	市民委員（公募）
委員	船橋 悦子	市民委員（公募）
委員	岡本 里恵子	市民委員（公募）
委員	水野 孝司	市民委員（公募）
委員	菅原 實	市民委員（市民委員登録制度）
委員	石黒 里実	市民委員（市民委員登録制度）

（任期）平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

## (3) 令和2年度岩倉市自治基本条例審議会開催概要（日程・内容）

回	開催日	内容
第1回	令和2年6月22日（月）	・市民参加条例の規定に基づく事項について
第2回	令和2年7月8日（水）	・市民参加条例の規定に基づく事項について ・自治基本条例の規定に基づく事項について （整理番号（1）-ア～エ①）
第3回	令和2年7月17日（金）	・自治基本条例の規定に基づく事項について （整理番号（1）-エ②～ク）
第4回	令和2年8月20日（木）	・自治基本条例の規定に基づく事項について （整理番号（1）-ケ①～③） ・審議会報告書について